

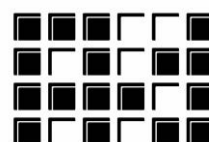
足立区区民評価委員会

令和6年度実施事業分

活動報告書

本資料は、報告書の抜粋版です。

令和7年9月



知ると分かる。
すると変わる。

SDGs MODEL ADACHI

紙面構成の都合により、本ページ余白

報 告 に あ た っ て

令和7年度は、足立区基本構想に基づく新たな基本計画（令和7年度～令和14年度）が始動する節目の年であり、あわせて千住宿開宿400年という歴史的な記念の年でもある。この特別な年に、区は「選ばれるには“ワケ”がある」という明快なメッセージを掲げ、災害対策の強化、物価高騰や人手不足への機動的対応、「こどもまんなか社会」（*p.93 参照）の実現に向けた切れ目のない支援など、将来を見据えた施策を着実に推進している。しかしながら、AIの急速な普及、地球温暖化の加速、超高齢化社会の到来など、社会の変化は従来比ではない速さで進行している。こうした変化に的確に呼応するため、他の自治体には見られない大胆かつ柔軟な施策を今後とも期待するものである。

足立区区民評価委員会は、区長の附属機関として「足立区区民評価委員会条例」に基づき設置され、各事業を「ひとと行財政」「くらしと行財政」「まちと行財政」「一般事務事業」の4分科会に分け、区民の視点から客観的かつ多角的な評価・検証を行っている。これらの活動は、協働と協創（*p.93 参照）による区政運営の要であり、経営改革の推進にとっても欠かせぬ役割を果たしている。たとえば、令和6年度に創設された「福祉まるごと相談課」による「まるごと相談」は、「相談先が明確になり、必要な支援につながりやすくなった」と区民・事業者双方から評価されており、現場レベルでの変化を象徴する事例である。

令和7年度の評価活動は、委員構成の多様性確保、ヒアリングの質的向上、分科会間の連携強化という三つの柱を大きな特徴としている。特に、障がいを持つ委員の参画により、多様な価値観と生活実感が評価に反映されるようになったことは画期的である。また現場職員がヒアリングに参加し、施策の背景や実務上の課題を直接共有することで、双方向の理解が深化した。これにより、評価活動は単なる「チェック」とどまらず、現場と政策を結びつける実践的な対話の場としての性格を強めた。一方で、今年度の委員構成には20代の若者の参画がなかったことは課題として残った。若年層に区民評価活動の意義や魅力が十分に伝わっていない可能性もあり、今後は幅広い世代に周知を広げ、より多様な声を反映できる仕組みを整えていく必要がある。

このように課題はあるものの、令和7年度の評価活動を通じて区民評価委員会の取り組みは着実に発展を遂げている。たとえば、区民評価の汎用性を高め、評価結果の全庁的な活用を促すため、令和6年度の報告会は対面形式で開催され、主任一年目の職員など評価活動に不慣れな人材の積極的参加を促した。さらにヒアリングの質を向上させるため、表彰事業に選出された所管事業のヒアリング場面の映像を共有し、工夫点を具体的に学べる仕組みを導入した。また発表資料フォーマットの統一によって資料作成にかかる時間の短縮が行われ、効率性と比較可能性を両立させた。

報告書の構成面でも改良が見られる。委員からの提言とそれに対する対応状況を経年で追えるよう、対応欄を拡充し、一昨年度からの改善や課題の推移を明確化した。また、分科会間で類似事業を評価している場合の課題を踏まえ、他分科会のヒアリングへの乗り入れを可能とし、多角的視点による評価を試みた。こうした取り組みにより、区民評価そのものも不断に進化している。

評価結果を概観すると、「ひとと行財政分科会」は総合評価 3.64 と前年度と同じ水準を維持したが、「くらしと行財政分科会」は昨年度の 3.93 から 3.79、「まちと行財政分科会」は 3.25 から 3.00 と低下しており、改善の余地が残されている。特に毎年の提言が十分に反映されていない事例が見られ、なぜ提言が反映されていないのかについて丁寧な説明が求められる。経年的に提言が反映されない状況が続けば、区民評価活動の形骸化につながる恐れがあり、十分な留意が必要である。

もっとも、こうした課題を踏まえつつも、委員からは質的評価の充実や事業間連携の不足是正、他所管との情報共有の仕組み強化、評価成果の外部発信など、実務的で前向きな提言が数多く示された。重点プロジェクトにおいては評価基準や項目設定の改善が見られるが、その成果を他の事業にも波及させる仕組みは未だ発展途上である。新規事業や類似事業を含め、部局横断的な知見共有の仕組みづくりが求められる。

さらに、「選ばれる足立区」に向けた広報活動の強化も重要である。ヒアリングの際に作成された資料は、足立区の行政評価の成果として位置付けられるものであり、対外的に発信し得る内容を含んでいる。これらの資料を区のホームページ等で公開することで、区内外の多様なステークホルダーに対する理解と信頼の醸成を図ることができるであろう。

本報告書をもって、令和7年度の区民評価活動を締めくくるものである。厳しい暑さの中での現地視察や、膨大な資料の読み込み、真摯なヒアリングへの協力をいただいた委員の皆様、そして政策経営課、財政課をはじめとする職員の皆様に、心より感謝の意を表す。今後も区民と行政が手を携え、誰もが安心して暮らし、働けるまちとして「選ばれる足立区」をともに創り上げていくことを強く願うものである。

令和7年9月

足立区区民評価委員会

会長 藤 後 悦 子

目 次

I 足立区区民評価委員会の概要

第1章 足立区区民評価委員会の役割・構成

- 1 委員会の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 2 委員会の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 3 評価の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

第2章 評価活動の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

第3章 行政評価の概要

- 1 令和7年度の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
 - (1) 評価対象別の評価体制
 - (2) 区民評価活動の変更点
- 2 重点プロジェクト事業と一般事務事業の評価の視点の違い・・・・・・・・・・11

II 重点プロジェクト事業の評価結果

第1章 評価の概要

- 1 区民評価対象事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 2 重点プロジェクト事業評価調書の変更・・・・・・・・・・14
- 3 評価の項目及び基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
 - (1) 評価の項目
 - (2) 評価の基準

第2章 令和7年度の評価結果

- 1 「5段階評価」の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- 2 重点プロジェクト事業の投入コスト・・・・・・・・・・・・・17

第3章 各分科会の評価結果

- 1 「ひとと行財政」分科会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- 2 「くらしと行財政」分科会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
- 3 「まちと行財政」分科会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

Ⅲ 一般事務事業の評価結果

第1章 評価の概要

- 1 一般事務事業の区民評価 43
- 2 評価に用いた資料等 45
- 3 評価の項目及び基準 45
- 4 評価結果の集約 45

第2章 分科会の評価結果

- 1 総括意見 48
- 2 事業別評価結果 48

第3章 個別評価調書(一般事務事業) 53

Ⅳ 表彰事業

第1章 表彰制度の概要

- 1 表彰の目的と視点 70
- 2 評価の基準 70
- 3 各分科会の選出事業 71

資 料

- 1 令和5年度重点プロジェクト事業体系一覧 74
- 2 足立区区民評価委員会 分科会名簿 77
- 3 足立区区民評価委員会条例 78
- 4 足立区区民評価委員会条例施行規則 80
- 5 足立区行政評価マニュアル 83
- 6 用語解説 93

※本編中の（＊）を付した用語については、資料編（P. 93からP. 94）に解説を記載しています。

I 足立区区民評価委員会の概要

I 足立区区民評価委員会の概要

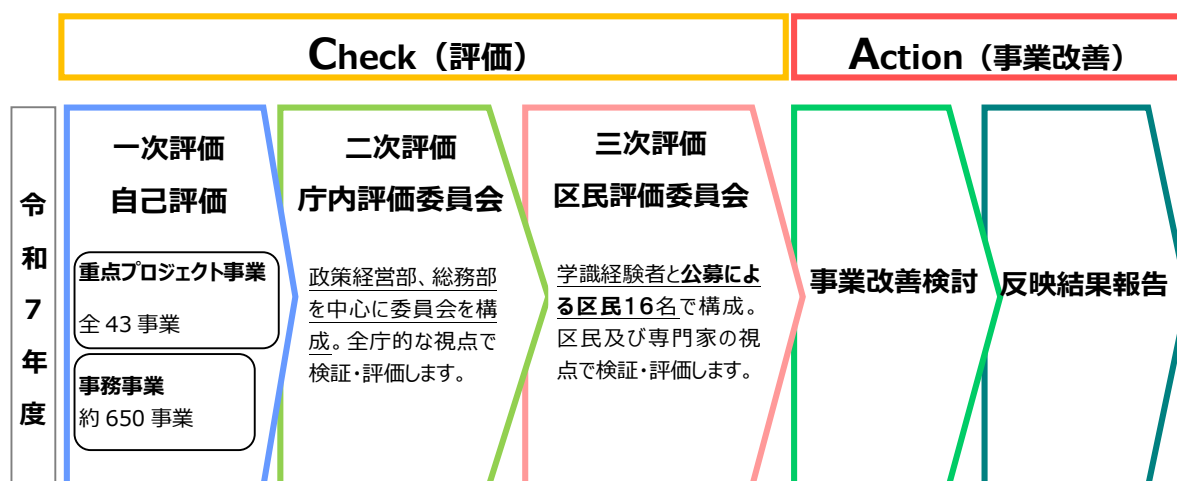
第 1 章 足立区区民評価委員会の役割・構成

1 委員会の役割

本委員会は、区が実施した施策や事業について、区民や学識経験者の視点から評価を実施し、評価の客観性を高めるとともに、区民との協働・協創と区政経営の改革・改善を推進することを目的としている。

現在は、区からの諮問を受けた「重点プロジェクト事業」および「抽出された一部の事務事業」について評価し、事業改善につなげるための提言を行っている。

【行政評価の流れ】



2 委員会の構成

本委員会は、学識経験者委員 5 名、区民からの公募委員 11 名の合計 16 名で構成されている。令和 7 年度の公募委員の性別・年代構成は以下のとおりである。

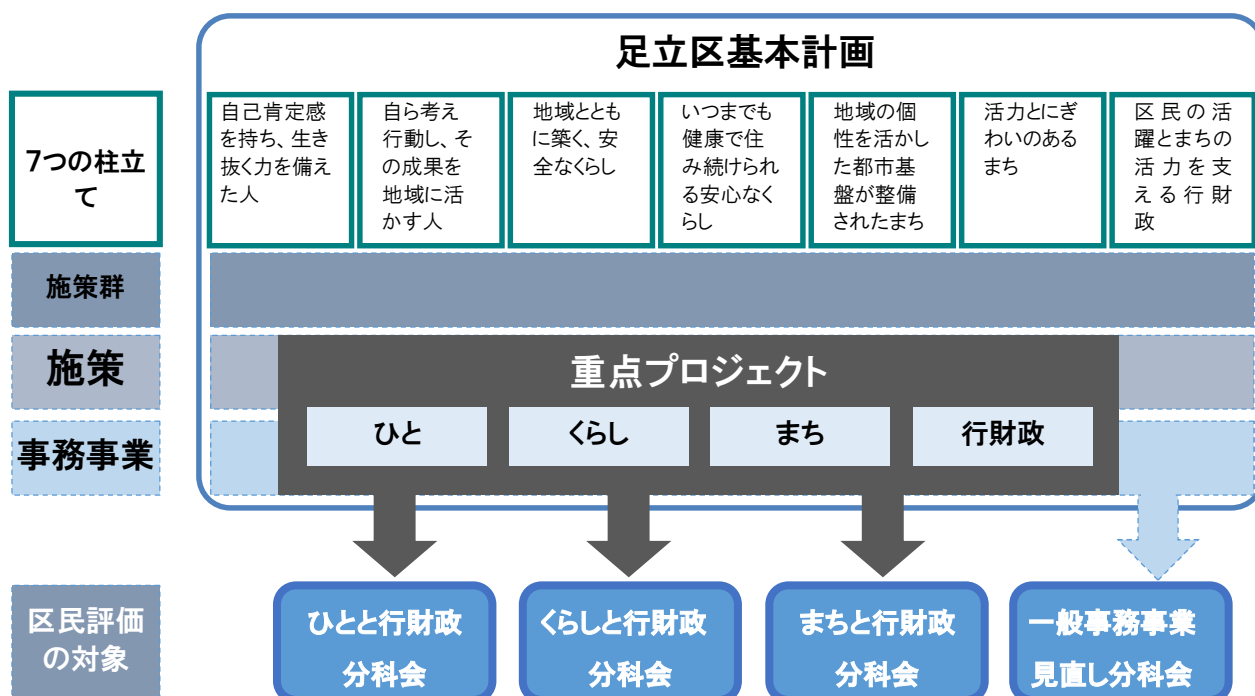
○性別：男性 8 名、女性 8 名

○年代別：30 歳代 5 名、40 歳代 4 名、50 歳代 3 名、60 歳代 4 名

3 評価の体制

重点プロジェクト事業は、「足立区基本構想」で示している4つの視点（ひと・くらし・まち・行財政）及び「足立区基本計画」の7つの柱立てに基づき、体系的に整理されている。本委員会は、この体系に合わせて3つの分科会（「ひとと行財政」「くらしと行財政」「まちと行財政」）に分かれて重点プロジェクト事業の評価を行った。

また、限られた財源の「選択と集中」を推進するため、一般事務事業の評価を実施する「一般事務事業見直し」分科会を設置し、計4つの分科会で評価活動を行った。



第2章 評価活動の経過

本委員会は平成17年度に設置され、今年度が20回目の評価活動であった。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で区民評価活動の中止を余儀なくされたが、令和5年度以降の区民評価活動再開にあわせ、評価対象事業の絞り込みやヒアリング時間の拡大、視察の実施など、評価活動の充実に向けて改善を図ってきた。

令和7年5月1日の第1回区民評価委員会全体会以降、事前説明会及び分科会を含めて、延べ28回活動した。

【活動経過】

回	日 程	会 議 名	議 題 等
1	令和7年 5月1日(木)	第1回区民評価委員会全体会	○新委員への委嘱状交付 ○評価委員会の進め方について等
2 ～ 3	6月4日(水) ～ 5月30日(金) ^{※1}	事前説明会	1 共通 (1)数字で知る足立区の「今」 (2)予算から見る足立区の見組み (3)区が抱える課題とその対応 (4)令和6年度ヒアリング動画 2 重点プロジェクト事業 (1)重点プロジェクト事業が果たす役割 (2)評価作業の進め方・評価の視点 3 一般事務事業 ^{※1} (1)評価事業・視察事業の検討
4 ～ 27	6月23日(月) ～ 8月5日(火)	区民評価 ◆各分科会ヒアリング ◆各分科会評価作業 ◆各分科会視察 ※各分科会の活動回数 ・ひとと行財政 6回 ・くらしと行財政 6回 ・まちと行財政 5回 ・一般事務事業見直し 7回	1 重点プロジェクト事業 (1)所管課ヒアリング (2)事業評価検討 ・項目別評価(3項目、5段階) ・全体評価(5段階) (3)視察(各分科会1事業) 2 一般事務事業 (1)評価活動の進め方 (2)財政課による事業説明 (3)所管課ヒアリング (4)事業評価検討 ・項目別評価(6項目、5段階) (5)視察(1事業)
28	8月21日(木)	第2回区民評価委員会全体会	○各分科会評価の報告・検討 ○区民評価委員会報告書の内容検討 ○重点プロジェクト事業選定について

※1 一般事務事業見直し分科会のみ

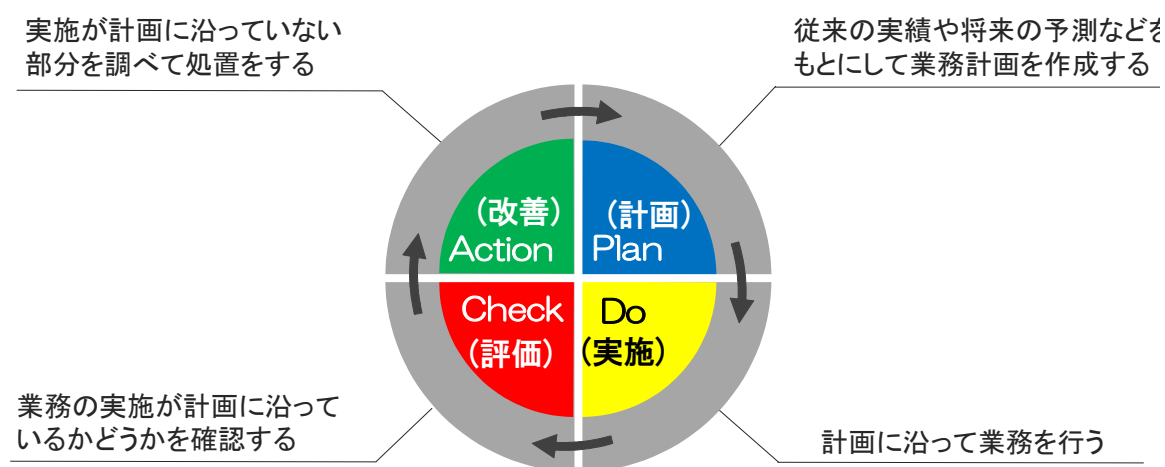
第3章 行政評価の概要

1 令和7年度の評価

足立区では、行政評価を「行政活動を一定の基準・視点にしたがって定期的に評価し、そこで得られた評価情報を次の計画立案や事業改善へと反映させる一連の作業」と定義づけている。また、その目的として、「区民に対する説明責任を果たし、協働・協創の基礎をつくる」「成果重視の区政への転換を進めるとともに、基本計画の進行管理を行う」「PDCAマネジメントサイクル(*p. 93参照)を確立し、戦略的な区政経営を行う」「職員の意識改革を進め、政策形成能力を高める」の4つを掲げている。本委員会は、これらを踏まえ、区長からの諮問により、令和6年度実施の「重点プロジェクト事業」(資料編 資料1 p. 74参照)及び「一般事務事業」(p. 43参照)を対象に評価を行った。

本報告書に示す評価内容は、区民等で組織された委員会の率直かつ重要な意見であり、区はその真意を十分にくみ取り、令和7年度中に事業改善を行う余地がある事項は積極的に見直しを行い、また令和8年度の事業計画及び事業執行において、具体的な対応を図られたい。

【PDCAのマネジメントサイクル】



（１）令和７年度の評価対象別の評価体制

評価対象	各部評価	庁内評価委員会	区民評価委員会
重点プロジェクト事業	○	○	全 43 事業から 20 事業を選定
施策	○		
一般事務事業	○	全事業の 1/3 を評価対象とし、その中から 15 事業をヒアリング	庁内評価委員会がヒアリングを実施した事業から 7 事業を選定

（２）令和７年度の区民評価活動の変更点

ア 分科会間の連携

各分科会で評価対象事業は異なるが、関連する事業もいくつか存在するため、自身が所属する分科会の評価に影響する、あるいは評価の参考にした場合などには、委員が任意で他の分科会のヒアリングに参加することを可能とした。これにより、事業への理解をさらに深め適切な事業評価を行うことをねらいとした。

イ 評価調書の見直し

重点プロジェクト事業では、主に区民評価委員会からの提言を受けて区が実施した取組みを記載する「反映結果」欄などを拡大した。区民評価委員会の提言と区の取組みをあきらかにすることで、さらなる事業改善につなげることをねらいとした。

２ 重点プロジェクト事業と一般事務事業の評価の視点の違い

重点プロジェクト事業と一般事務事業では、その評価の視点に違いがある。

重点プロジェクト事業の評価は、「成果目標に対する達成度の評価」を中心に行い、それを踏まえ、今後の方向性を探ることを目的としている。

一般事務事業の評価は、過去と現在（前年度決算と今年度予算）を踏まえ、予算計上に無駄がないか、効率的手法が担保されているか等、事業予算に対する評価とともに、事業そのものの効果や意義についての評価を実施している。

このため、評価の手法、項目及び基準については、それぞれの評価ごとに設定している。

重点プロジェクト事業評価と一般事務事業評価では、一見、異なるミッションに思われるが、行政の多種多様な事務事業の評価を推進し、行政評価制度の成果を挙げていくためには、各々の充実を図ることが重要である。

紙面構成の都合により、本ページ余白

Ⅱ 重点プロジェクト事業の評価結果

Ⅱ 重点プロジェクト事業の評価結果

第 1 章 評価の概要

1 区民評価対象事業

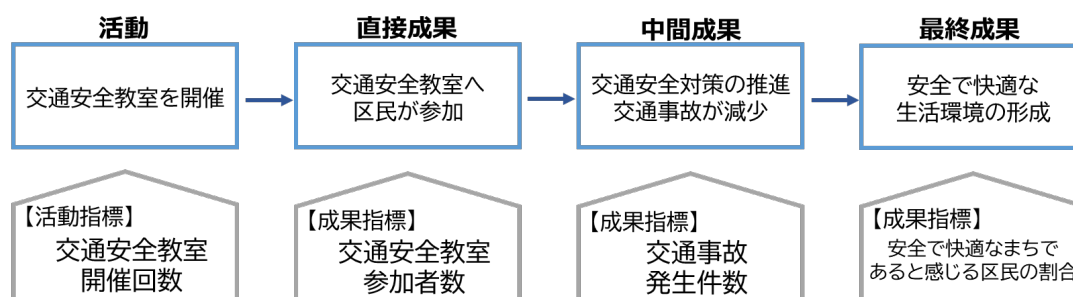
評価対象となる重点プロジェクト事業は、その進捗状況や区を取り巻く環境の変化に即応するため、毎年度ラインナップの見直しを実施している。令和 6 年度重点プロジェクト事業については、資料編の資料 1（p. 74 参照）を参照されたい。

重点プロジェクト事業 43 事業のうち、20 事業について区民評価を実施した。

2 重点プロジェクト事業評価調書の変更

行政の活動が最終的な成果につながるまでの因果関係を図式化できるよう、令和 4 年度評価（令和 3 年度実施分）から、ロジックモデル（p. 94 参照）の流れを取り入れた評価調書に変更した。

【ロジックモデルの例】



3 評価の項目及び基準

重点プロジェクト事業の評価の項目及び評価の基準は、以下のとおりである。

（１）評価の項目

①反映結果に対する評価	②目標・成果の達成状況への評価	③今後の事業の方向性への評価
・昨年度の庁内評価委員会の評価結果や、令和 6 年度の区民評価委員会の評価（提言）等が事業に反映されているか 注：提言が反映されていない場合は、十分な説明があるかどうか注視する。	・活動（取組み）に対して、成果が十分に出ているか ・所管課が達成状況をどのようにとらえているか 注：目標値の設定が妥当であるかどうか注視する。	・事業の課題（成果を高める上での課題）が的確に分析されているか ・課題に対応した解決策が具体的に検討されているか

(2) 評価の基準

令和3年度から、より適切な評価につなげるため、全体評価だけでなく各視点別の評価についても「0.5」刻みの評価点を追加している。

評点	①反映結果	②目標・成果の達成状況	③今後の事業の方向性	全体評価
5	評価（提言）以上に反映した。 （反映率：120%程度）	優れた取組が多く、十分な成果が出ている。	事業の方向性も手法も適切であり、積極的に推進すべきである。	5
4.5	評価（提言）を積極的に反映した。 （反映率：90%程度）	優れた取組がいくつかあり、成果が出ている。	事業の方向性も手法の選択も概ね適切である。	4.5
4				4
3.5	評価（提言）をある程度反映した。 （反映率：60%程度）	いくつかの取組により、成果は概ね出ているが、さらなる努力が必要である。	事業の方向性は概ね適切であるが、手法の選択にやや課題がある。	3.5
3				3
2.5	評価（提言）の反映が消極的である。 （反映率：30%程度）	いくつかの取組において課題があり、成果があまり出ていない。改善が必要である。	事業の方向性に多少課題があり、選択されている手法も相当程度見直す必要がある。	2.5
2				2
1.5	評価（提言）が全く反映されていない。 （反映率：0%）	多くの取組に課題があり、成果が出ていない。大幅な改善が必要である。	事業の方向性も手法の選択も抜本的に見直す必要がある。	1.5
1				1

第2章 令和7年度の評価結果

1 「5段階評価」の結果

令和7年度区民評価対象となった重点プロジェクト事業における5段階評価の平均点は、以下のとおりである。

		令和6年度 (令和5年度実施分20事業)	令和7年度 (令和6年度実施分20事業)	令和6年度比
①反映結果	ひとと行財政	3.25	3.75	0.50
	くらしと行財政	3.79	3.86	0.07
	まちと行財政	3.58	3.08	▲ 0.50
②達成状況	ひとと行財政	3.57	3.64	0.07
	くらしと行財政	3.79	3.86	0.07
	まちと行財政	3.08	3.25	0.17
③方向性	ひとと行財政	3.64	3.43	▲ 0.21
	くらしと行財政	3.86	3.93	0.07
	まちと行財政	2.92	2.83	▲ 0.09
全体評価	ひとと行財政	3.64	3.64	0.00
	くらしと行財政	3.93	3.79	▲ 0.14
	まちと行財政	3.25	3.00	▲ 0.25

なお、視点別の各事業における評価は、「Ⅱ 第3章 各分科会の評価結果(p.18～参照)」に委ね、評価に対する改善については、各所管課での取組を引き続き求めていく。

2 重点プロジェクト事業の投入コスト

令和6年度に実施した全重点プロジェクトの総事業費（評価調書の投入コスト合計）は、約224億円である。

なお、事業コストについては個別の事業に対して評価を行っており、詳細は個別評価調書を参照されたい。

【令和6年度 重点目標別の総事業費】（単位：千円）

視点	重点目標	R6事業費 (決算額)
ひと	①家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む	2,059,807
	②妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える	5,689,136
	③生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動を実践できる仕組みをつくる	—
	④多様な個性やライフスタイルを認めあう風土を醸成する	—
くらし	⑤区民の命や財産を守り、くらしの安全を確保する	1,282,759
	⑥環境負荷が少ないくらしを実現する	4,906,598
	⑦高齢者、障がい者などの生活のサポート体制を充実する	503,961
	⑧健康寿命の延伸を実現する	159,575
まち	⑨災害に強いまちをつくる	2,526,107
	⑩便利で快適な道路・交通網をつくる	635,872
	⑪地域の特性を活かしたまちづくりを進める	1,180,438
	⑫地域経済の活性化を進める	336,822
行財政	⑬多様な主体による協働・協創を進める	278,476
	⑭戦略的かつ効果的な行政運営を行う	262,010
	⑮区のイメージを高め、選ばれるまちになる	534,260
	⑯次世代につなげる健全な財政運営を行う	2,050,908
合 計		22,406,729

※「—」の記載がある欄は、評価対象の事業がなかった重点目標

第3章 各分科会の評価結果

重点プロジェクトについては、評価活動を効率的に行うために、「ひとと行財政」「くらしと行財政」「まちと行財政」の3つの分科会に分かれて評価活動を実施した。各分科会の評価結果は、以下のとおりである。

1 「ひとと行財政」分科会

【評価対象事業とその評価】

視点	重点プロジェクト事業	反映結果	達成状況	方向性	全体評価	ページ
ひと	重点目標「①家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む」					
	2	学力向上対策推進事業(個に応じた学習の充実)	2	3.5	1.5	3
	4	不登校児童・生徒に対する支援事業	4	3.5	4	4
	5	若年者全力応援事業	4.5	4.5	4.5	4.5
	重点目標「②妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える」					
	8	就学前教育・保育施設の質の維持・向上	4.5	3.5	4	4
	9	学童保育室の質の維持・向上	4	3.5	4.5	4
	13	ひとり親家庭総合支援事業	3.5	3	1.5	2
行 財 政	重点目標「⑭戦略的かつ効果的な行政運営を行う」					
	39	人材育成事務(職員研修事業、職員の能力を活かす人事)	4.5	4	4	4
	全体評価の平均値(ひとと行財政分野)				3.64	

(1)評価の概要

ひとと行財政分科会では、3つの重点項目に該当する7事業の評価を行った。

【ひと】

- ① 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む----- 3事業
- ② 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える----- 3事業
- ⑭ 戦略的かつ効果的な行政運営を行う----- 1事業

本分科会が今年度評価対象とした7事業は、いずれも昨年度から継続して評価対象となっていた事業である。いずれの事業も、ひと（特に子どもとその家庭）を支え、育むことを目標に掲げ、重要な社会課題の解決を目指している。そのため、目標達成までには長期的な取組が必要と想定される。こうした課題に正面から取り組む区の姿勢から、「協創力でつくる 活力にあふれ 進化し続ける ひと・まち 足立」の実現に向けた強い意志が感じられた。同時に、一朝一夕では成果が出にくい取組が多い中、担当所管の方々が熱意をもって努力し、試行錯誤を重ねながら着実に前進している姿を、評価活動を通じて直接確認することができた。職員の方々のたゆまぬ努力に、心から敬意を表したい。

また、対象事業がすべて継続事業であったことに加え、評価委員も4名中3名が継続委員であったため、昨年度の評価を振り返りつつ、より連続性を意識した評価活動を行うことができた。

今年度の評価活動で特に印象深かったことは以下の四点である。

まず一点目が各担当所管の実行力の高さである。すべての事業において、漫然と同じ取組を続けるのではなく、昨年度の評価結果や課題分析を踏まえて改善を行っていた。目標達成までの道のりが険しい事業が多い中、自らの取組のあり方や効果を検証しながら、日々の取組を重ねられる姿勢は特筆に値する。

二点目として協働・協創に向けた取組がある。例えば「No. 13 ひとり親家庭総合支援事業」では他所管課主催の支援会議に参画し、「No. 4 不登校児童・生徒に対する支援事業」では区内の学校法人と連携するなど、庁内外を問わず連携して事業を展開していた。協働・協創は本分科会の対象事業において必須ではあるが、容易に実現できるものではない。それを積極的に進めていることは高く評価できる。

三点目として現場の声を反映しようとする姿勢がある。多くの事業で対象者の声を取り入れ、それを取組や評価に反映させていた。例えば「No. 5 若年者全力応援事業」では「アダチ若者会議」などで得た情報をもとに、対象者に届きやすい情報発信を行い成果を上げている。さらに、現場の声を聴くための事前準備を丁寧に行っていることも印象的であった。「No. 8 就学前教育・保育施設の質の維持・向上事業」で、令和7年度実施予定のアンケートに向けた、一部の対象者との意見交換がその一例である。現場の声を聴くことは、双方にとって労力がかかることが予想されるが、その機会をより円滑で充実したものとするための準備をされていること

は非常に好感をもつことができた。

最後四点目として、評価活動の場を事業の再理解、再検討の場として活用できる可能性を感じた。今年度もヒアリングに向けて十分なプレゼンテーション資料などが準備されているだけでなく、担当所管の多くの方にヒアリングに同席していただき、積極的に発言していただいた。昨年度同様、役割分担をして説明するだけでなく、複数の方が同一事項について説明をされるなど、日常的な連携の一端を垣間見ることができた。ヒアリング（提供していただいた資料も含む）を通して、調書のみからでは読み取ることが難しかった点も含めて、事業内容への理解が深まった。評価活動に向けた準備作業は時間を要することが予想される。しかし、担当所管の方が評価活動の場を活用して、各取組の最終目標に対する位置づけなど、事業全体への理解を改めて深めることで、取組の振り返りとなるだけでなく、新たな可能性の模索の機会となると考えられる。

さらに今年度も昨年度から開始された現地視察を行った。対象は「No. 4 不登校児童・生徒に対する支援事業」を中心的に担うこども支援センターげんき教育相談課であった。多忙な中で昨年度に引き続き現地視察を実現していただいた関係各位には深く感謝したい。現地視察では、施設や利用する子どもたちの様子を直接見ることで、事業の必要性を改めて実感した。加えて、事業を担われている専門職の方々と交えてお話をすることができた。視察から新たに得られた情報もあり、評価活動における現地視察の意義を再認識することができた。

さて、本分科会として7事業を評価するにあたり、事業評価調書と説明資料を各自で熟読の上、書面による質疑応答を踏まえて、プレゼンテーション・ヒアリングに臨んだ。

- ・「反映結果」については、令和5年度の区民評価の提案や改善点の反映状況及び令和6年度の所管課などが示した方向性の通りに改善などが図られているかを重視した。
- ・「達成状況」については、活動指標・成果の達成度（数値）のみならず、対象集団に対する目標数値の妥当性および評価指標そのものの妥当性についても検討した。
- ・「方向性」については、現在の事業の方向性が妥当であるか、目標の達成に向けて適切な手法が選択されているかを検討した。

(2) 視点別評価結果

ア 反映結果の評価

すべての事業において昨年度の評価や課題分析を踏まえて計画を立て、取組に着手していることは評価できる。例えば、「No. 4 不登校児童・生徒に対する支援事業」では新規事業の効果検討として行った実態調査によりその有効性と課題を明らかにし、「No. 2 学力向上対策事業」や「No. 39 人材育成事務」では課題分析

に基づいてより実績を反映できる指標の再検討を行っている。特に「No. 5 若年者全力応援事業」における卒業前の中学3年生への事業紹介のチラシ配布や、

「No. 13 ひとり親家庭総合支援事業」における主観評価を脱するための窓口アンケート実施など、昨年度の評価活動（特にヒアリングの場）での委員から提案の中で、実行可能な事柄をすぐに取り入れている事業があったことも印象的であった。さらに「No. 9 学童保育室の質の維持・向上」のように、個々の取組についての改善はもちろんのこととして、各取組の事業全体における位置づけが明確であり、現在の取組がどのような結果をもたらし、最終目標にどのように影響するかというロジックモデルが担当所管内で共有されていることは高く評価できる。

なお、昨年度の提言を受けて調書が見直され、反映結果に対する取組状況の確認に要する時間が短縮され、評価活動をスムーズに行うことができた。一方で、反映結果に対する取組状況に含まれない提言・要望があることには疑問がある。

イ 目標・成果の達成度への評価

いずれの事業においてもおおむね「順調」から「達成」で、特に活動指標の達成状況は良好であったことは評価できる。中でも「No. 5 若年者全力応援事業」では情報発信の回数だけでなく、そのタイミングや方法の工夫も十分になされており、指標の数値だけでなく内容も伴っていた。

一方で、中間指標の達成状況が思わしくない事業が複数見られた。達成状況が芳しくない場合でも、適切な課題分析が行われている事業が多く、その点は評価できる。ただし、課題分析は行っているものの、その分析から展開される取組はこれまでの取組を踏襲したものとなっている例や、課題分析から次の取組につながりにくい例もあることから、適切な課題分析を行う着実性と課題分析に応じた取組を見いだす柔軟性を各担当所管に望む。

また昨年度と同様の指摘とはなるが、目標値や指標の妥当性については依然疑問もある。例えば、目標値の設定方法や指標間の因果関係が不明瞭であったり、各指標と最終目標との整合性がとれていなかったりする例があった。政策を定量的に評価することの困難さは当然あると考えられるが、ロジックモデルは各事業の最終目標に向けた取組を可視化しているとも考えられるため、論理的に矛盾のない指標やパスとなっていることはもちろんのこと、担当所管の日頃の努力が反映されるものとなることを期待したい。「No. 4 不登校児童・生徒に対する支援事業」や「No. 8 就学前教育・保育の質の維持・向上」のように、現状把握に向けて、現場の声を聴き取り、指標やロジックモデルの見直しを検討している所管もあり、高く評価できる。今後、ロジックモデルや各指標の見直しを検討する際には、量的な評価にとどまらず質的な評価を含めることや、協働・協創を実現した取組をどのように反映するかなども含めて考えることが必要になるだろう。

ウ 今後の事業の予定・方向性への評価

すべての事業において、課題分析を踏まえて今後の事業予定、中・長期的な方向性を決定しようとする姿勢は高く評価できる。対象者や事業の現状を把握し、その上で方向性や予定を検討しようとする姿勢は欠かせないものである。今後の取組がこれまでの例を踏襲することが多い中で、「No. 8 就学前教育・保育施設の質の維持・向上」における外部専門家の知見を活用するための「離職防止に向けた講演等委託事業」創設・展開や、「No. 39 人材育成事務」における少数派に焦点をあてた聴き取りの実施などのように、新たな挑戦をされることは評価できる。一方で、「No. 8 就学前教育・保育施設の質の維持・向上」における保育士定着に向けた経済支援や「No. 2 学力向上対策推進事業」におけるM I M（*p.93参照）の職員研修のように、目標達成に寄与している取組をより着実に遂行し続けることも重要であろう。

(3) 評価が高かった事業(ひとと行財政分科会)

全体評価は4.5が最高であり、評価対象の7事業のうち半数を超える4事業が全体評価4という結果になった。以下に評価が高かった事業の1つを示す。

◆ 「No. 9 学童保育室の質の維持・向上」

本事業は、学童保育室の質の維持・向上を図り、子どもの放課後等における安心・安全な居場所を確保・提供することを目的としている。昨今の社会情勢の中で子どもの居場所確保は強く求められており、本事業は喫緊の社会課題に対応するものである。学童保育室待機児童率など一部の指標は達成状況が芳しくないものも見られるが、これは設定された目標値が高いことも一因と考えられる。高い目標設定は、担当所管の絶対に課題を解決するという強い意気込みの現れであり、熱意の高さを感じられた。

本事業が高く評価された要因として、以下の二点が挙げられる。一点目は、最終目標に向けた適切な課題分析に基づく取組の展開である。待機児童問題の解消に向けた学童保育室の整備は一部で遅れが見られるが、解決に向けた明確なビジョンと具体的な実行計画が確認できた。また各取組において、担当所管外とのコミュニケーションを踏まえた問題点や改善点を明確に把握しており、今後の確実な進展が期待される。さらに、事業の方向性が明確であるだけでなく、現在の取組状況とその方向性との関連性についても整理され、所管内で共有されている点は特筆に値する。二点目は、協働・協創の具現化である。昨年度の所管変更により連携が強化され、ヒアリングの場では校内保育室設置に向けた学校への訪問がスムーズになったことが語られた。そしてその学校とのやりとりは一方的なものではなく、双方向的なものであることがうかがえ、足立区が掲げる「協働・協創」の好事例といえる。また、ヒアリングにおける様

子から、担当所管内で積極的に連携し合いながらチームとして目標に向かっていくことが確認できた。同時に、評価委員の意見にも真摯に耳を傾け、柔軟に反映しようとする姿勢が見られ、このような所管の取組姿勢が協働・協創の推進力となっていると評価できる。

今後は、現在の取組が着実に成果として表れることを期待する。

(4)ひとと行財政分科会からの提言

①必要としている区民へ、行き届く支援を目指して

本分科会の対象事業は区の目指す切れ目ない支援に向けて、対象者を網羅すべく数々の取組を設計されており、その点は高く評価できる。一方で、実際の支援利用者と事業対象者に乖離がないかの確認を今一度求めたい。多くの事業がそれぞれの取組の評価、考案のために、現場の声を聴き取ろうとしていることは非常に重要であり、評価できる。しかしながらその現場の声に、各事業が対象としようとしている区民が含まれているとは言い切れない。例えば、利用者アンケートなどはその取組の効果を測定するために有効であると考えられるが、当然のことながら取組を利用していない区民の声は含まれていない。支援を必要としているながら、支援までたどり着かない区民もいることが予想されるため、改めて各事業で最終目標とともに対象者を確認していただき、支援が必要としている区民に届くことを目指し、現在の取組の振り返りに期待したい。

②「協働・協創」の可能性を活用した支援を目指して

多くの事業で協働・協創を意識した取組が見られたことは高く評価できる。特に庁内の連携を強化している例が多いが、協創による第一の取組である「区民、団体、企業、NPO（*p.93 参照）、大学等の多様な主体の参加を求め、力を結集していくこと」を実行し、成果につなげている事業も見られる。つまり庁を超えたつながりをもつことは実行可能であり、ぜひ必要な事業においては検討していただきたい。さらに第二の取組である「より良い解決策を導くために、互いの個性や価値観を認めあい、柔軟な発想で取組むこと」についても今後の取組が期待される。まずはどのような協創相手がいるかの情報収集を行うことや、各事業の取組について情報発信を行い、協創相手が主体的に足立区に働きかけられるような窓口を設けることなどが可能であろう。さらに柔軟な発想が求められており、各担当所管がこれまでの取組の中では挑戦していなかったことに取り組もうとする姿勢が求められる。全く新しいことを生み出すことは非常に難しいことだが、すでに何かしらの取組を展開している協創相手とつながりをもつことができれば、事業の新たな扉が開く可能性がある。また新たな挑戦に向けて評価活動を活用することも一案であろう。評価委員の提案・要望はもちろんのこと、評価活動における調書は各担当所管の努力の結晶であり、多くのヒントが詰まっていると考え

られる。職員の皆様は日々の業務の中で多忙を極めていると推察するが、他所管の取組を通して、挑戦に向けた情報収集をされることを期待したい。こうした協働・協創に向けた取組は実行までに長期間が必要となる。各所管内や庁内での連携を密にし、極力負荷を抑えた協働・協創が実現されることが望まれる。

③円滑な評価活動を目指して

この評価活動を通して、全ての事業が自らの取組みを省察、改善につなげようとしている姿勢は高く評価できる。一方で、評価に向けた各担当部署の準備は労力甚大であることが想像される。用意された資料や提供される説明は大変充実したものであり、評価活動に向けて尽力いただいた皆様に感謝の意を示したい。さらに昨年度の提言により調書が改善されたことにより、「反映状況」の評価はスムーズに行うことができた。一方で、昨年度の提言・要望の中には取り上げられていないものもあり、結果として今年度も同様の提言・要望を行うこととなった。評価を受ける職員の立場からすると、提言・要望を受け改善に向けて努力しているにも関わらず、同様の提言・要望が繰り返され困惑することもあるだろうし、そもそも提言・要望の意図が不明瞭で戸惑うこともあると想像される。また提言・要望の中には取り組むこと自体に十分な検討が必要な事柄も含まれていると考えられる。評価活動が事業にマイナスの影響を与えることは避けなければならない。

そこで、評価をする側と評価を受ける側がお互いに強いフラストレーションを感じることはない、円滑な評価活動が目指されるべきである。評価活動において大前提となる、評価内容や評価の基準、また評価に際しての注目点や確認点が、評価委員と担当部署とで共通理解を得られているかについては疑問が残る。すでに行われているが評価委員への研修内容や事業評価調書などについても、再検討をしていただけることを期待する。例えば、今年度から試行していただいたように委員からの提言・要望を明示することや、ヒアリング前の事前質問のように委員作成資料の確認機会を設けることなどが考えられるだろう。現在もタイトなスケジュールの中で、多くの方の尽力で成り立っているシステムではあるが、実行可能な取組を検討していただくことを期待する。その上で、提言・要望の反映について、反映できなかった場合についてもその理由なども含めて説明を求めたい。さらに、昨年度も提言したが、現時点では全ての事業が一律で毎年評価を受けているが、事業の特徴に応じて評価を受けるスパンを検討するということがあってもよいのかもしれない。

紙面構成の都合により、本ページ余白

2 「くらしと行財政」分科会

【評価対象事業とその評価】

視点	重点プロジェクト事業	反映結果	達成状況	方向性	全体評価	ページ
く ら し	重点目標「⑤区民の命や財産を守り、くらしの安全を確保する」					
	14	ビューティフル・ウィンドウズ運動(地域防犯力の向上・防犯まちづくり事業)	3.5	3.5	4	3.5
	重点目標「⑥環境負荷が少ないくらしを実現する」					
	16	エネルギー対策の推進(温室効果ガス排出削減)	4	4	4.5	4
	17	ごみの減量・資源化の推進	4	4.5	4	4
	重点目標「⑦高齢者、障がい者などの生活のサポート体制を充実する」					
	18	健康寿命を延ばす介護予防・生活支援事業	3.5	3.5	3.5	3.5
	20	包括的相談支援事業	4.5	4	4	4
	重点目標「⑧健康寿命の延伸を実現する」					
	22	健康あだち21推進事業(糖尿病対策)	4	4	4	4
行 財 政	重点目標「⑬多様な主体による協働・協創を進める」					
	35	協創推進コーディネート強化(人づくり・場づくり)	3.5	3.5	3.5	3.5
	全体評価の平均値(くらしと行財政分野)				3.79	

(1)評価の概要

くらしと行財政分科会では、5つの重点項目に該当する7事業の評価を行った。

【くらし】

- ⑤ 区民の命や財産を守り、くらしの安全を確保する----- 1事業
- ⑥ 環境負荷が少ないくらしを実現する----- 2事業
- ⑦ 高齢者、障がい者などの生活のサポート体制を充実する---- 2事業
- ⑧ 健康寿命の延伸を実現する----- 1事業

【行財政】

- ⑬ 多様な主体による協働・協創を進める----- 1事業

くらしと行財政分科会では、原則的に対面による評価作業を実施した。この評価作業は、次のような手順で行われた。まず、委員4名が事業評価調書と補足資料を詳細に読み込み、事前に質問をデータで提出した。次に、書面およびデータで受け取った回答を基に、7事業の所管課へヒアリングを実施した（ヒアリングについては、対面出席が叶わない委員のみオンラインで参加した）。ヒアリング後には、4名の委員がそれぞれ各事業を評価し、その結果を分科会長が取りまとめた。最終的に、全ての情報を踏まえて委員4名が議論を行い、最終評価がまとめられた。

今年度の評価作業では、昨年度・一昨年度と同様に所管課と委員が余裕をもって対話できるようなヒアリングの時間調整が行われ、事業評価調書や事前質問の回答からでは把握できなかった詳細や背景情報等について十分に議論することができたと考える。また、ヒアリングにおいては、昨年度に引き続き所管課の管理職だけでなく、各事業の担当者が複数名参加した。質疑応答においては、区民評価委員と所管課の担当者が具体的な事業の進め方や内容について深く検討する場面が多く見られた。また、文字情報に限らず、プレゼンテーションにおいては、視覚情報や事業が対象とするサービスの実演等によって情報を補足し、区民評価委員の事業理解を促していた。こうした議論を深めるための取り組みは、評価の質を向上させる重要な要素であり、今後も所管課の各事業担当者の積極的な参加や取り組み、工夫が期待される。

今年度はさらに、1事業においてヒアリング後に現地視察を実施することができた。昨年度の区民評価に基づくくらしと行政分科会の提案として、現地視察に関しては、すべての評価対象事業に対して実施することが難しいことから、委託事業が行われている所管課に限定することを提案していた。今年度の現地視察は、前年度の提案を踏まえて委託事業の事業現場において実施した。区民評価委員が事業の具体的な取組内容やその成果を実際に確認し、所管課と委託事業者の双方から説明を受けることで、書面上では把握しきれない現場の状況や、実施過程における具体的な課題が浮き彫りになり、事業に対する理解が深

まり、より包括的な区民評価につながったと考えられる。

所管課や委託事業者と密接な連携を図りつつ、評価作業を進めることは、事業の改善点や効果的な運営方法について、より具体的で現実的な提言にもつながるため、このような視点に基づく視察の実施は今後の事業展開においても重要であり、区民評価で現地視察を行う際に考慮されたい。

(2) 視点別評価結果

ア 反映結果の評価

原則として前年度の評価に基づく施策が計画的に実施されていた。一方で、評価結果の反映について改善の余地がある事業もあった。なかでも、事業活動をどのように推進していくかの意思決定の基盤となるデータの取得や分析に関する取り組みの反映度の低さには課題が残る。例えば、どのような人達が参加しているのか、参加している人たちに偏りはないのか、新規参加者が増えているのか、といったような参加者の傾向に関する評価設問に答えていくためには、データを用いて事実の特定をしなければならず、それに基づいてモニタリングをしていく必要がある。また、協創・協働を促進する動きが全庁的にある中で、セクターや所属を越えた多様な主体が効果的に意思決定をしていくためにも、個人情報に配慮した戦略的なデータの収集・活用が求められる。しかし、ニーズ把握や効果測定のための体系的なデータの取得や、そのための協働に関しては昨年度から指摘がなされているにも関わらず、評価に値する反映結果の跡を見られなかった事業があったことは、残念であった。施策や事業活動における意思決定には、適切なデータに基づく判断が求められる。社会課題が複雑化する中で、大きな変化はすぐに起きるものではないが、小さな変化が確実に起きているか、起きていないならそれはなぜかを関係者が把握し、それぞれの所管の力を活かして改善をしていくためには、体系的なデータ収集は不可欠であるため、さらなる向上が期待される。

また昨年度来、本分科会が対象とする複数の事業において、若者層の問題意識や参加に向けた啓発が課題として挙がっており、この点に関しては問題意識が確認されているすべての所管課において、真摯に取り組まれている状況が確認された。結果の反映に伴う成果の把握には時間がかかる可能性があるが、今回の区民評価委員からの提言も踏まえ、さらなる事業の改善と区民サービスの向上につなげてほしい。

イ 目標・成果の達成度への評価

各施策では、創意工夫を凝らしつつ具体的な対策が実施されており、成果指標の達成度において一定の進展が見られた。一方で、一部の指標では達成が遅れている状況や、期待された効果が十分に発揮されていない事例が見られたが、これを単純に「達成できていない」と評価するかどうかの判断に迷うという意見も分科会で挙がった。その特徴的なものとして、原則的にどの事業においても、施策

や事業に関する情報発信や広報・啓発活動、PR等を行っており、その実績としては達成されている。しかし、その成果として各事業が成果を判断している成果指標において、達成が不十分である傾向が見られる。この場合、提示される情報からは「未達成」となるが、実績があるのに、成果が生まれていないことには何らかの原因が考えられる。今回の評価活動やヒアリングを通じて、広報のコンテンツ等に関しては、各担当課で工夫を凝らしており、努力の跡がみられる。そのような場合においては、実績と成果目標が連関しない背景として、活動指標に連なる成果指標の妥当性・関連性が低いことや、成果指標を図るための調査の設計（例：ターゲットとする人から適切なデータが得られているのか）等も想定される。オンラインメディアを通じた広報・啓発活動の効果測定については、「ウ 今後の事業の予定・方向性への評価」にも示す通り、すでに行政が把握しているデータを協創の概念に則り、うまく活用することで、進展していく可能性があるため、今後の展開に期待したいところであるが、所管課の努力が適切な形で評価されないことは、組織全体の士気を下げることにもつながりかねないため、既存の評価指標を見直す、もしくは補足的な指標を活用することが、今後適切な評価遂行にあたって重要だと考える。

また、区民評価の仕組みは平成17年度からスタートしており、本分科会で評価した対象施策の中には、重点施策として複数年モニタリングしているものも含まれている。しかし、毎年実績値を修正し、目標達成を目指していくこと自体は重要な試みである一方、95%の達成率を100%に上げることに苦心するより、それ以外の課題の解決に向けて効果的に予算を使うことが賢明であり、事業における優先順位や、経年の経過を踏まえた所管課の評価におけるスタンスや考えが明確になると、今後の区民評価もより実効性を高めることが期待できると考えられるため、今後検討いただきたい。

ウ 今後の事業の予定・方向性への評価

各事業において、現状の課題を認識し、具体的な改善策や新たな取り組みを検討・実施する所管課の真摯な姿勢が見られた点については評価できるものであった。

さらに取り組みが期待されることとして、今回評価対象となっている施策は、所管課の他、庁内に複数の協働・協創主体がいるものと考えられ、庁内において、より協働・協創の視点を大切にしながら事業活動を行うことで、事業間の相乗効果や効率的な事業の実施が期待されるものが確認された。これは区民評価委員会として、所属を越えて「鳥の眼」をもって横断的に事業評価を行っている分科会として、特に強調したい点である。庁内外の関係機関や組織との連携を強化し、協創によって事業の効果が最大限に引き出される必要があることは、昨年度の報告書においても言及されており、特に庁内の連携については、具体的な事案を創

出し、モデルケースを設定し、それを進めながら、その取り組みから職員が学べる実践的な学びを通じて、さらに優良実践を組織の中で検討いただきたい。

また、「イ 目標・成果の達成度への評価」でも言及したが、意識醸成や普及啓発に向けた広報・PR活動に伴う成果評価については、今後デジタル広報（ホームページや各種SNS等）のデータを活用した効果測定も活用の余地がある。ページの閲覧数や、どのような媒体からホームページにたどり着いたのかといった情報は把握することができ、多様な形で分析することができるため、担当課と連携し、より戦略的な広報活動が期待される。

(3) 評価が高かった事業(くらしと行財政分科会)

全体評価の最高値は4点であった。該当する事業は4事業であったが、中でも項目点（反映結果・成果達成・方向性）において、4.5の評価がなされたのが、以下の3事業である。評価が高かった事業として特筆すべき点を整理すると以下のとおりになる。なお、評価の詳細は評価調書を参照されたい。

◆「No. 16 エネルギー対策の推進（温室効果ガス排出削減）」

本事業において特筆すべき点は、今後の方向性についての取り組みにおいて、環境意識の醸成が伸び悩んでいる若者世代において、これまでのアプローチとは異なる方法で、解決策を講じようとしている点である。それは、令和7年度～8年度にかけて改訂する足立区環境基本計画において、「アダチ若者会議」を開催し、その機会を通じて省エネの取り組みが限定的な若者世代から積極的にヒアリングし、現実的な対応策や若者目線でのアイデアを得ることで、より効果的な意識醸成や行動変容をはたらきかけていくということである。区の他の施策においても若者世代への広報啓発活動は課題となっている。今回は「足立区環境基本計画」という特定の領域における計画づくりの範囲での試みではあるが、全庁的な協創促進の流れからも、今後このような区民と行政が直接的に対話を行い、お互いの役割や理解を深めていく機会を持つことを増やし、区民の地域課題におけるオーナーシップ（*p. 93 参照）や当事者意識の醸成が進むことを期待したい。

◆「No. 17 ごみの減量・資源化の推進」

本事業において特筆すべき点は、人口が増えているにもかかわらずごみが減っていることである。ごみの減量にあたっては、外部環境や他の施策の影響も受けてである可能性はあるが、足立区のごみの減量・資源化の促進に寄与している様子が伺えた。このような成果は、令和8年4月から全区域で開始されるプラスチック分別回収のキャンペーンにおいても布石となるだろう。プラスチックごみの分別回収の全域実施に向けた準備期間を、ごみ問題全般を含めた「区民への情宣

期間」として積極的に情報発信していく姿勢も評価できた。

一方、本施策においても、若者世代への意識啓発については伸び悩んでいる。引き続き区内の中学・高校・大学の生徒や学生に対して、ごみ問題に関する情宣を関連部署と連携しながら、具体的に進めていくことが期待される。本施策においても、「アダチ若者会議」での若者世代との直接的な対話が控えているとのことで、計画策定に限らず、日常的に対話の場を設けて、今後より効果的な施策の展開が行われることを期待したい。

◆「No. 20 包括的相談支援事業」

重層的支援体制整備事業の包括的相談支援事業として行われている「福祉まるごと相談」は、令和6年度からスタートしてまだ年月としては浅いが、人員体制や業務内容をよく検討し、昨年度の評価結果を踏まえ、「積極的なアウトリーチ型支援」が行われていた。複雑な課題を抱えるご家族が多く、制度事業ですぐに解決できないことも多い中、日常的に利用者・家族と関係性を構築し、成果も上げつつあることが評価できた。

また、比較的新しく、まだ本事業・サービスを必要としている区民に情報が届いていない可能性があるため、積極的な庁内外関連機関への啓発活動等を指標に設定し、実績も十分であり「相談されやすい」環境醸成に注力している点が評価できた。

本事業においては現地視察も行われたが、委託事業者との連携も円滑に行われていると評価でき、今後も継続的に関係部署との連携を行い、包括的な相談支援のさらなる充実に期待したい。全庁的な協創の動きがある中で、多様な主体が関わる支援会議の運営や、部署を超えた多様な会議参加者間の関係性構築については、他の事業も参考になる部分があるのではないかと推察される。法定会議としての要件を満たすということだけでなく、足立区の協創事業のモデルケースとしても、今後の展開に期待したい。

(4) 今後の展開に期待する事業(くらしと行財政分科会)

全体評価の最低値は3.5点であった。特別に点数が低いわけではなく、他の事業と比較して顕著に事業成果が低迷している状況ではない。しかしながら、特に項目点のすべてが3.5であった2事業に関しては、足立区のボトルネック的課題（*p.93参照）の解決に向けて更なる事業の躍進を期待したい事業であった。その理由とポイントを整理すると以下の通りになる。なお、具体的な内容については評価調書を参照されたい。

◆「No. 18 健康寿命を延ばす介護予防・生活支援事業」

本事業に関しては、昨年度の評価の際においても参加者のデータ収集方法の改善と具体的な対策を講じることが期待されていた。具体的には、これまで「延べ

人数」のみが把握されていたため、「新規参加者数」や「実人数」などのデータも収集し、事業の実効性をより具体的に評価することが求められており、その指摘が3年間続き、対策の跡が見られなかったことが残念な点である。事業には委託事業者も関わっており、委託事業者からのデータ収集が複雑になることがヒアリングでも述べられていたが、事業展開の意思決定に必要なデータが得られていないことは、施策や事業の改善に向けた学習機会を逃していることにもつながり、介護予防の拡がり適切に評価することを難しくしている。事業評価調書にある定められた指標を取るだけで評価ではなく、所管課の施策の方針や改善に生きるための情報を積極的に取得されることで、よりよい事業を生み出すことができると考えられるため、実質を伴う検討を望みたい。また、「民間スポーツクラブの利用者数の確認」に関しても、同様の主旨の課題感が残った。情報共有の依頼の方法を工夫することで、行政と企業がwin-winの関係となり、足立区内の「協創」を創出する取り組みになる可能性があることから、更なる努力を期待したい。

上記のような課題に対しては、今後「あだち脳活ラボ」が本格実施され、そのサービスを経由して、介護予防活動プログラムの参加者の状況をモニタリングできる可能性についての言及が、ヒアリングの中であった。関連する事業間のシナジーを生みながら、効果的なデータ収集を行い、より良い施策の展開に活かされることを切に期待している。

◆「No. 35 協創推進コーディネートの強化（人づくり・場づくり）」

今後に期待したい点として、昨年度の区民評価においても協創に関する情報発信についての指摘があり、具体的には、協創の成功事例や実績を収集し、これを庁内外に広く共有することで、協創の意義と成果をより明確に伝えることが重要であることが示されていた。庁外における住民同士の自発的な活動や取り組みに関しては、一定程度事例の蓄積が伺えた。しかし、庁内においては、職員研修の内容等についても理念・概念的な説明に留まり、職員が具体的なイメージを持っていないことが、庁内職員の具体的なアクションに繋がらない現状となっていると考えられる。協創は事業・施策の展開を効果的に行っていくための手段であり、関係部署がともに何を目指していくのかというゴールや、その先に目指すものを共有して始めて各自が主体性を見出して取り組めるものであると考えられることから、当該事業の所管課が効果的なコーディネーションを発揮し、具体的なモデルケースを蓄積し、それを庁内全体の学びに変えていく仕掛けをつくることが課題である。

行政組織において、協創を行うことには様々なハードルがあることが想定されるが、それを前提に打ち手を講じる必要がある。協創の目的やメリットを職員が認識し、必要に応じて管理職によるフォローやインセンティブ(*p. 93 参照)

の設計、人事考課への反映等についても効果的であることから、全庁的に検討されたい。管理職に対しては、研修後の部下指導や実践状況を継続的にフォローすることで、組織全体で協創を推進できる体制を整える必要がある。このようなフォローアップが、管理職の指導力向上や組織のパフォーマンス改善にも寄与する可能性がある。

庁内評価委員会の全体評価では4点であったが、区民評価委員が他の施策において、実質的に協創・協働の可能性やさらなる展開について言及している中で、協創推進のコーディネーションが十分に機能しているとは判断しがたい。ボトルネック的課題である「治安・学力・健康・貧困の連鎖」を解消していく施策における「協創の中核」として、既存の枠組みを超えた庁内連携を強化してほしい。

(5)くらしと行財政分科会からの提言

本分科会からの提言としては、昨年度から継続し、さらなる発展を期待したいものとして、① 庁内連携と情報共有を強化する既存の枠組みを超えた協創推進、②若い世代への多様なアプローチと情報発信の質向上を目指した取組の推進、また新規の提言として、③適切な評価指標とロジックモデルの見直しがある。

① 庁内連携と情報共有を強化する既存の枠組みを越えた協創推進

各事業の所管課が様々な関係機関や民間企業・団体と連携して事業を進めているものの、区民評価のヒアリングでは、事業成果としては同じ方向を向いているにも関わらず、協調的な事業活動ができておらず、機会が効果的に活用できていないと感じられる例があった。ヒアリングにおいても、「隣の部署が何をしているかわからない」ため、まずはお互いが何をしているかを把握する必要があるという意見が協創の所管課からも出されていた。しかし、重要なのは、「何をしているか」を把握するだけでなく、それぞれの事業で「何を目指しているのか」を知ることであり、お互いの情報共有をする視点を「事業」から、「目的」や「成果目標」に移すことで、相互利益を追求することができ、効果的な連携を期待することができる。

協創の創出にあたっては、それが促される効果的な仕組みが不可欠であり、すでに庁内研修に加え、ワーキンググループの実施など萌芽的な取り組みが生まれているが、前掲の通り具体的なモデルケースや、協創を支える組織的かつ実質的な仕組みを構築し、足立区の特徴や強みを活かした既存の枠組みを超えた協創の推進・発展を期待したい。

② 若い世代への多様なアプローチと情報発信の質向上を目指した取組の推進

本年度の区民評価結果から、若者世代に課題感を抱えている施策・事業におい

ては、その課題意識に対して広報啓発の方法を工夫するなど、何らかの対策の跡を見出すことができた。特に、若者世代への情報発信は従来型メディア（新聞やテレビ、広報誌）のみならず、ホームページやSNS（*p.93 参照）などのオンラインメディアを通じた発信が効果的であるという前提で、多くの事業において実施されていた。しかし、実績や内容の工夫については一定の成果が見られたものの、それが本当にターゲット層に届いているのかというモニタリングは具体的になされていない事業が多かった。いくら発信をした実績があったとしても、それがターゲットに届いていなければ、施策としての効果は限定的になってしまう。そのため、本分科会からは協創の一環としても、行政で把握しているデジタル広報の分析データをより効果的に用いて、各所管課が必要に応じた対策と意思決定できるよう、広報部門と各部署が連携し、よりターゲット層を意識した広報戦略を検討することに挑戦してもらいたい。

③ 適切な評価指標とロジックモデルの見直し

本章の冒頭にも示した通り、区民評価の実施にあたっては、既存の資料を読み込んだり、事業調書を拝見したりすることに加え、所管課ヒアリングを実施するほか、事業によっては現地視察を行う等、多角的な観点から総合評価を行っている。このような取り組みにおいて、特に事業評価調書に記載されている評価指標には現れてこない多くの変化の兆しを把握することができるが、合わせて事業評価調書に示されている評価指標の妥当性に疑問を抱く事業も複数存在した。

例えば、達成がやや遅れている「『協創』の仕組みを理解している区民の割合」については、今後「協創」という概念やその重要性を理解する区民が増えることは重要である。一方で、ヒアリングでも伺ったように、特に区民の活動や連携において、本事業を通じて何を達成していきたいのかという問いかけに対し、「区民の自発性を引き出し、活力を生み出していくこと。そして区民が力を発揮し、身近な課題の解決に取り組めるようになる」ということをゴールにするのであれば、必ずしも「協創」という概念の浸透度をモニタリングすることが、本事業成果を図る指標として適切かどうかは検討の余地がある。課題解決の「手段」としての「協創」の質も量も高めていくことを目標とする事業において、質・量ともに適切なモニタリング指標を、事業活動の企画と合わせて検討することで、より成果と活動に一貫性を持たせた事業活動が期待されるため、改善と工夫を願いたい。

また、特定されているターゲットと、そのターゲットに対する取り組みの妥当性が疑われる事例もある。具体的には、自転車盗難件数は経年ごとに増加傾向にあり、達成状況は「やや遅れている」と評価されていた。この点について、人気ファーストフード店との連携で高校生へのポイント付与などの活動の実績報告があったが、必ずしも盗難に合いやすい対象は若者ではなく、盗難されやすい場

面として自宅等が挙げられており、課題の分析と具体的な施策にもう少し一貫性が求められる。このようなことも、事業評価におけるロジックの妥当性が疑われるものであり、その枠組みが適切でなければ、本質的な成果評価を行うことができない。

このように指標（事業の成果をはかるものさし）が適切であるか、また各所管課においてモニタリングしていく意味があるのかについては、そして課題の分析と具体的な施策に一貫性があるかという点については、事業評価を所管する部署と各事業所管部署でさらなる協議が必要であると考ええる。

指標を変更することで取得するデータが変わることや、ロジックモデルを見直すことで成果指標が変わることは今後起こりうる。このような点を考慮すると、変更することには大きな判断が求められる可能性があるが、それは事業自体の改善に役立つ評価を展開していくことと合わせて議論されるべきものであり、区民評価ないしは事業評価の取り組みをさらに良くしていくということも、協創の一環として本提案に対する具体的な方策を検討いただきたい。

3 「まちと行財政」分科会

【評価対象事業とその評価】

視点	重点プロジェクト事業	反映結果	達成状況	方向性	全体評価	ページ
まち	重点目標「⑨災害に強いまちをつくる」					
	24 地域と一体となった震災・水害対策	4	3.5	3.5	3.5	
	25 燃えにくいまちづくりの推進	2	3.5	2.5	2.5	
	26 揺れに強い建物の促進	4	3.5	2.5	3.5	
	重点目標「⑩便利で快適な道路・交通網をつくる」					
	27 スムーズに移動できる交通環境の充実(バス・自転車走行環境の整備)	3.5	3.5	3.5	3.5	
行 財 政	重点目標「⑬多様な主体による協働・協創を進める」					
	34 町会・自治会の活性化支援	1.5	2	1.5	1.5	
	重点目標「⑮区のイメージを高め選ばれるまちになる」					
	41 シティプロモーション事業	3.5	3.5	3.5	3.5	
	全体評価の平均値(まちと行財政分野)				3.00	

(1) 評価の概要

まちと行財政分科会では、4つの重点項目に該当する6事業の評価を行った。

【まち】

- ⑨ 災害に強いまちをつくる----- 3事業
- ⑩ 便利で快適な道路・交通網をつくる----- 1事業

【行財政】

- ⑬ 多様な主体による協働・協創を進める----- 1事業
- ⑮ 区のイメージを高め、選ばれるまちになる----- 1事業

本年度の評価活動は、昨年度に引き続き同一の6事業を対象として実施した。評価委員は、昨年度から3名が継続し、新任1名を加えた計4名で構成された。事業ヒアリングでは、各事業担当者による12分間のプレゼンテーションと30分間の質疑応答を行った。昨年からヒアリング時間を長く確保する形となったことで、各事業が抱える課題や具体的な取組状況について、より丁寧かつ詳細に把握できるようになった。また、本年度からは評価調書に「昨年度の反映結果に対する取組状況」欄が新設され、昨年度の提言がどのように受け止められ、実行に移されたのかを明確に確認できるようになった点は、評価において有意義であった。

全体評価では、昨年度と比較し2事業が評価を上げた一方、4事業が評価を下げ、やや厳しい結果となった。これは単なる指標における数値的成果の評価にとどまらず、昨年度の提言を的確に事業へ反映しているか、そして課題解決に向けた今後の方向性や計画が具体性を伴っているかといった観点を重視した結果である。

対象となった6事業はいずれも、まちづくりおよび行財政運営の両面から区の発展にとって極めて重要な位置を占めており、引き続き大きな期待が寄せられる事業である。今後は、評価結果と提言を事業計画や運営方針に反映させ、施策の質と効果を一層高めることが望まれる。また、事業の透明性や説明責任を確保しつつ、区内外の多様な関係者からの理解と支持を得られるよう、積極的な情報発信と成果の可視化を進めることが求められる。

本分科会としては、今年度の評価を通じて得られた知見が、来年度の事業改善と目標達成に資することを期待するとともに、各事業が区民の生活向上と地域活性化に向けた確かな成果を上げられるよう、今後も継続的な検証と建設的な提言を行っていききたい。

(2) 視点別評価結果

ア 反映結果の評価

本年度の反映結果の評価平均値は3.08で、昨年度の3.58から約0.5ポイント低下した。評価対象の6事業のうち、2事業が評価4を獲得し、逆に2事業は3未満にとどまるなど、事業ごとに評価の差が見られた。高評価事業では、

昨年度の提言を踏まえて具体的な行動が実行され、その取組内容や成果についてヒアリング時に明確な説明がなされていた。一方、低評価事業では、提言に対する具体的な対応や説明が不足しており、厳しい評価結果となった。

なお、本分科会の提言は必ずしもそのまま実行する必要はない。事業の継続性の観点や専門的判断により、提言と異なる取組や方向性を採用することもあるが、その選択理由や背景についてはより丁寧な説明が求められる。特に、本年度の新たな指摘や、昨年度以前からの未解決課題については、次年度以降、PDCAサイクルも意識し、計画的かつ積極的な改善と対応が望まれる。

イ 目標・成果の達成度への評価

目的達成度の評価平均は3.25であり、5事業が3.5、1事業が2という結果であった。昨年度の平均3.08と比較すると全体的に改善傾向が見られるものの、全事業共通の課題としてロジックモデルの再検証が強く求められる。特に、指標設定の妥当性と目的達成との関連性について慎重な検討が必要である。例えばNo.34「町会・自治会の活性化支援」では、直接成果として「助成事業や活動事例の情報が浸透し助成件数が増加する」という目標が掲げられているが、直接成果からつながる中間成果である「町会・自治会への加入世帯の増加」や「加入方法が分からない」層への波及に本当に結びつくのかは疑問が残る。この点はロジックモデル全体の整合性に関わる重要な問題である。現在見直し作業が進められているとのことであるが、同様にNo.41「シティプロモーション事業」では、直接成果として設定された指標が、中間成果である「区民のまちへの関心や行動の増加」につながっているかという点も上記指摘と同様である。これらの課題は、単に数値が向上したという事実だけで目的達成を判断することのリスクを示している。つまり、指標と成果の整合性を十分に担保しなければ、事業の真の効果を見誤る恐れがある。したがって、今後はPDCAサイクルの活用を通じて、計画段階での指標設定から実施、評価、改善まで一連のプロセスを丁寧に回し、指標の適切性と目的達成との関連性を継続的に検証していくことが求められる。

ウ 今後の事業の予定・方向性への評価

今後の事業の予定・方向性への評価では、提言内容への対応や昨年度の目標・成果の達成度も踏まえたうえで、課題解決に向けた具体的な方向性を示せているかという観点から評価が行われた。従って、総体的に反映結果や達成状況の評価において、低い値であった事業は、方向性においてもやや厳しい評価となっている。

例年のことではあるが、災害に強いまちをつくる3事業は、まちの安全性の担保に向け、地道で継続的な取り組みを実践する事業の性質を持っている。このため、年度毎の取り組みに対する成果がややみえにくく、今後の事業の予定・方向

性の観点では例年と変わり映えがしない。またこれらの事業はいずれも数年後に現在見定めている一定の成果達成が見込まれているが、その後の事業展開や区全体をどのように導くかという長期ビジョンの明確化が求められている。持続可能で安全なまちづくりのために、単年度の成果だけでなく、将来を見据えた計画策定とビジョン提示が重要である。

(3) 評価が高かった事業(まちと行財政分科会)

総じて、どの事業も真摯に課題に取り組んで頂き、またヒアリング時の説明も例年レベルアップしており分かりやすく、質疑にも誠実に対応いただいたと感じている。全体評価としては4以上の評価に達した事業が無かった点は、やや残念であるが、その中でも、昨年度の提言に対して真摯に対応いただき、事業の方向性としても妥当と考えられる以下の事業は、特に評価が高い事業であった。

◆「No. 24 地域と一体となった震災・水害対策」

全体評価は3.5であるが、反映結果の評価は4であり、全体的にバランスよく評価の高い事業であった。本事業は、被災地視察や昨年度の評価結果を踏まえ、多様な層への防災啓発や制度改善が具体的に進められた点が評価される。昨年度の取り組みとして「A－F e s t a」との合同イベント開催や「L I N E d e 防災訓練」、手話通訳の導入などで幅広い参加機会を創出し、在宅避難者支援や事業者への普及啓発も強化されている。一方、「コミュニティタイムライン（*p.93 参照）」や「簡易トイレ備蓄率」など一部指標は未達成であり、災害用備蓄への認識不足や参加者層の偏りが課題となっているが、それに対する丁寧な分析やメディアを活用した周知活動強化などの改善策もしっかり立てられている。

目標・成果の達成度は多くの指標で80～100%以上の達成が見られ、基礎的防災施策は計画通り着実に推進されている。しかし、防災講演会や訓練参加者数、ハザードマップ認知率などでは伸び悩みがあり、SNS活用や合同防災フェスティバルの開催など、新たな参加促進策も取り入れているが、引き続き課題が残る。

今後は、区民が災害への備えや避難行動を自ら実践できるよう「自助」「共助」（*p.93 参照）の推進を重視し、災害ケースマネジメント（*p.93 参照）や要配慮者支援、防災リーダー制度の若年層拡大、避難所整備強化など多角的な施策への展開を期待したい。避難所運営の現場浸透や情報伝達手段の多様化、町会加入率の低下対策も重要課題であり、他部署連携による総合的な対策が求められる。さらに、具体的な備蓄数や体験型理解促進、区民からの意見聴取を通じて、防災への関心と当事者意識を高め、住民と行政が一体となった協働体制の強化が不可欠である。

また本年度は当事業に対する視察を実施することも出来、防災センターの様

子や避難所での活用物品の説明・体験を得ることができた。

(4) 今後の展開に期待する事業(まちと行財政分科会)

より一層魅力ある事業となることを期待して、以下の2事業を取り上げる。これらの事業は取り組み自体、真摯に対応していただいているものの、取り組みに対し前年度から大きな進展がなかったもの、活動が成果に結びついていないと考えられる事業である。

◆「No. 25 燃えにくいまちづくりの事業」

本事業は、不燃化領域率を高めるための地道な取り組みが続けられ、冊子やリーフレット、イベントでの事業紹介など区民向け広報でも一定の成果が見られる。しかし、反映結果の評価の観点では「足立区＝木密地域（木造住宅密集地域）」という印象は依然として残っており、区外への発信やシティプロモーション（*p. 94 参照）との連携は十分とはいえない。相談対応では個別事情への配慮はあるものの、参加者の不安や課題の傾向を定量的に把握し、施策に反映する仕組みがやや弱い。目標達成度は高く、不燃化領域率70%到達も見えているが、中間成果の未達や指標の不整合が課題である。建設費高騰など外的要因を理由とするだけでなく、課題の原因を掘り下げて分析し、改善につなげることが重要である。事業最終年を迎えるにあたり、進みづらい地区の特性を踏まえた新たな施策や、ボトルネックを解消する戦略的な対応が求められる。

◆「No. 34 町会・自治会の活性化支援事業」

本事業に関する評価は、総じて課題の多さが目立つ結果となった。反映結果では、具体的な行動は一部見られるものの、活用件数の低さや「検討中」の施策が多く、住民への周知・浸透不足が顕著である。特に「必要性を感じない」層への対応が後回しになっており、既存手法の延長に留まっている点が問題である。デジタル回覧板の導入支援は制度設計こそあるが、活用状況や運営体制の未整備から時期尚早感が強く、伴走支援や説明不足が課題として残る。また、加入率が低い団体への支援は背景分析が不十分で、地域毎の特性に応じた施策対応が求められる。

目標・成果の面では、子ども向け地域活性化事業助成による一定の加入増加は評価できるものの、施策ごとの効果測定やロジックモデルの因果関係が不明確で、成果が本来の目的達成につながっているか検証が不足している。活動指標と成果指標の関連性の曖昧さや、質的効果の把握不足も課題である。

今後の方向性については、前年度からの抜本的改善が見られず、課題分析に基づいた具体策が欠けている。ヒアリング担当者による現場把握の不足も懸念される。特に、単身若年層や外国籍住民、マンション居住者など多様な層へのアプローチ、町会運営の透明性向上、町会加入の魅力発信の強化が急務である。

区は町会・自治会（*p. 94 参照）の支援者にとどまらず、地域を共に担うパートナーとして、効果検証と課題解決に向けた実効性ある取り組みを示すことが求められる。ここ数年来、区民評価において同様の指摘がされていることを切実に受け止めていただきたい。

(5) まちと行財政分科会からの提言

今年度の評価活動では、継続する課題や新たな課題が明確となった。特に課題の具体的提示や指標の整合性、部門間連携の重要性が再認識され、区民と行政が共に協働して取り組む姿勢が求められる。これらを踏まえ、施策の質向上と効果的な運営に向け3つの提言をおこなわせていただく。

① 課題を正面から示し、区民とともに課題解決に取り組む姿勢の徹底

事業評価においては、課題の山積する事業において、取り組みの具体性や進展が十分に示されていないケースが依然として見受けられた。区としては、課題を表面的な言葉にとどめず、現場の実情や直面している問題点を率直に区民に示すことが必要である。区民は耳障りの良い表現よりも、むしろ課題の実態を共有されることで、自分事としての認識が深まり、自らの生活や地域の課題として積極的に取り組みに参画しやすくなる。例えば、地域コミュニティの衰退や防災対策の未整備などの課題に関して、どのような困難があるのか、どうして必要なのか、具体的な数値や事例を交えて情報提供することが重要である。

また、課題解決に向けた区の姿勢を誠実に示すことで、区民の信頼を醸成し、共に取り組む基盤を強化できる。情報発信にあたっては、多様な媒体や対話の機会を活用し、単なる一方通行の伝達に留まらず、多様な区民の意見や声を受け止める双方向のコミュニケーションを促進することが望ましい。区と区民が共に課題を認識し、地域の実情に即した解決策を共創していく文化が醸成されることを期待する。

② ロジックモデルと指標の再検証を通じたPDCAの徹底

本年度の評価において、多くの事業で設定された成果指標と実際の目的達成との間に乖離が見受けられた。特に、定量的な数値目標を追うことに偏重し、地域住民の生活改善や地域活性化という本質的な成果に結びついていないケースが散見される。指標設定段階においては、「なぜその指標を設定するのか」「その数値目標の達成がどのような社会的効果や課題解決に寄与するのか」を論理的に説明できることが必須である。

さらに、事業実施後の評価段階では、単に数値の達成状況を示すだけでなく、その指標が地域住民の実感や生活変化にどう反映されているかを質的に検証し、フィードバックを具体的な改善策に結びつけることが求められる。これにより、例えば、参加者数は一定数確保できているが、地域の認知度や住民の行動変容に

は繋がっていない場合は、施策内容の見直しや広報戦略の再構築を検討すべきである。また、定期的なロジックモデルの再評価を通じて、事業の因果関係や効果の測定方法をアップデートし、常に現状に即した目標設定と評価が行われるよう体制を整えることが必要である。これら一連のPDCAサイクルを精緻に運用することで、単なる数値目標の達成にとどまらず、地域課題の本質的な解決に向けた効果的かつ持続可能な施策展開を推進してほしい。

③ 横断的連携と情報共有の強化による施策効果の最大化

本年度も、まちと行財政の取り組みとして、防災関連や地域活性化を中心とした複数の事業が並行して実施されているが、これらが縦割りのまま推進され、区民に対して統一적かつわかりやすいメッセージが届けられていない現状がうかがえる。例えば、防災の震災対策と水害対策は別個の事業として扱われているが、区民視点では一貫した防災意識を持ちたいというニーズがある。こうした複数の関連事業間での情報共有や連携が不十分だと、施策の重複や抜け漏れが生じ、効率性の低下や区民の混乱を招く恐れがある。また昨年度の提言においては、地道におこなわれている防災関連事業でも区の着実な成果としてプロモーションできるのではと提言させていただいたが、今年度はあまり横のつながりを含めたその進展が見られなかった。

今後は、部署やプロジェクト間の壁を越えて計画段階から協議・調整を進め、共通の目標や統一적広報戦略を策定することが必要である。また、デジタルツールの活用やネットワークの構築により、区民参加の促進と情報の見える化を図ることも重要である。これらの取り組みにより、施策の総合力を高め、区民の安心・安全の確保と地域の活性化に繋げてほしい。

Ⅲ 一般事務事業の評価結果

Ⅲ 一般事務事業の評価結果

第1章 評価の概要

1 一般事務事業の区民評価

足立区では、約 650 の全事業（重点プロジェクト事業を含む全ての事業。以下「一般事務事業」という。）について、毎年各部による内部評価を実施している。

さらに、全ての事業を 3 年ごとに庁内評価の対象とするため、1 年あたり約 200 事業（全事業の 3 分の 1 程度）を庁内評価の対象事業に設定し、そのうちの 15 事業程度を庁内評価ヒアリングの実施事業に選定している。

庁内評価ヒアリングの実施事業は、予算に対する低執行率をはじめ、事業の手法や有効性などに何らかの課題があるものを選定し、かつ特定の施策分野に集中しないよう広範囲の施策分野から選定している。また、可能な限り、重点プロジェクト事業の対象事業となっていない事務事業を選定するようにしている。

区民評価は、令和 6 年度から、対象事業の選定に区民評価委員（以下、「委員」という。）の意見を反映させるため、委員間の合議により 1 事業選定することとしており、令和 7 年度は「中小企業融資事業」を評価対象とした。

また、同じく令和 6 年度から、委員の事業理解を深めるため、委員が選定した 1 事業について視察を実施している。令和 7 年度は、「パラスポーツ推進事業」を対象とし、令和 7 年 7 月 15 日に区のパラスポーツ推進の拠点である足立区総合スポーツセンターを訪問した。視察では、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた取り組み事例に関する質疑やスペシャルライフコート(※)を見学した。加えて、健常者へのパラスポーツの普及を通じた障がい者への理解促進の観点から、競技用車いすの乗車体験やボッチャ等のパラスポーツ体験を実施した。

※ オランダの元サッカー選手ヨハン・クライフ氏が設立した「ヨハン・クライフ財団」が世界各国に設置しているスポーツ施設の一つで、障がいのある方もスポーツを楽しめるよう設計されたバリアフリー対応の多目的スポーツ施設。東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして、令和 2 年 11 月にアジア圏では初めて設置された。

【令和 7 年度 区民評価対象事業】

番号	事務事業名	部	課
1	区有財産取得・活用事務	資産活用部	資産管理課
2	パラスポーツ推進事業	地域のちから推進部	スポーツ振興課
3	中小企業融資事業	産業経済部	企業経営支援課
4	在宅医療・介護連携推進事業	福祉部	医療介護連携課
5	感染症予防・患者医療費公費負担事業	衛生部	感染症対策課
6	住宅施策推進事務	都市建設部	住宅課
7	区立小・中学校の改築事業	学校運営部	学校施設管理課

2 評価に用いた資料等

評価対象の全事業について、行政評価の事務事業評価調書（令和 6 年度事業実施分）、令和 7 年度の予算内示書、令和 5 年度・6 年度の歳出予算執行状況表を評価の基本資料とした。

その他、対象事業ごとに、必要と判断された参考資料の提出を求め、基本資料と合わせて参考とした。

3 評価の項目及び基準

事業ごとに、①事業の必要性、②事業手法の妥当性、③受益者負担の適切度、④事業の周知度、⑤補助金等の有効性、⑥予算計上の妥当性の各項目について、「A・B+・B・B-・C」の 5 段階評価を行った。

重点プロジェクト事業が「前年度評価・提言に対する反映度」「目標・成果の達成状況」等を評価するのに対し、一般事務事業は毎年評価対象事業が変わるため、経年での評価や成果の達成状況等の把握が困難であるところが異なる。

また、上記点検項目のうち⑤、⑥は、重点プロジェクト事業の評価では用いられない一般事務事業独自の評価基準である。例えば、「予算計上に無駄がないか」「効率的な手法が採られているか」、補助金支出事業であれば、「補助金の有効性は高いか」等を、前述の資料をもとに評価している。

評価基準の詳細は次頁のとおりである。

4 評価結果の集約

はじめに、各委員の個々の評価を事業別に集約した。

評価が分かれた場合にも、分科会において委員が相互に意見を述べて調整し、分科会の総意としての評価をまとめた。

その他、各事業について、委員が述べた自由意見をまとめた上で、評価全体を通した総括意見を付した。

なお、前述したとおり、一般事務事業は重点プロジェクト事業とは異なる視点で評価を実施していることから、報告書の形式や記載する内容が重点プロジェクトと異なっている。

視点別事業点検表のランク基準

No.1

点検項目	ランク	基準
事業の必要性	A	【必要不可欠である】 - 法令で実施が義務づけられている事業である。 - 法令による義務づけは無いが、区民の生命や安全等の維持に不可欠な事業である。 - 法令による義務づけは無いが、豊かな区民生活のために不可欠な事業である。
	B+	【必要性が高い】 「A」までの必要性は無いが、豊かな区民生活に寄与するもので、必要性が高い。
	B	【一定の必要性が認められる】 豊かな区民生活に寄与するもので、一定の必要性は認められる。
	B-	【必要性があまり認められない】 区民生活向上への寄与度が高いとはいえ、事業実施の必要性があまり認められない。
	C	【必要性がかなり低い、薄れている】 - 民間や国、都でも同様の事業やサービス等を行っており、区で実施する必要性が低い。 - 社会・地域情勢の変化や、区民ニーズの減少により、実施の必要性が薄れている。
事業手法の妥当性	A	【事業手法は十分妥当である】 - サービス水準や事業の効率性を高めるための工夫が適切にされており、事業手法は十分妥当である。 - 区民等との協働や外部委託等を適切に行っており、協働の形態や委託範囲等は十分妥当である。
	B+	【事業手法は妥当である】 - サービス水準や事業の効率性を高めるための工夫がされており、事業手法は妥当である。 - 区民等との協働や外部委託等を行っており、協働の形態や委託範囲等は妥当である。
	B	【事業手法は概ね妥当である】 - 更なる工夫によりサービス水準や事業の効率性を高められる余地はあるが、現在の事業手法は概ね妥当である。 - 区民等との協働や外部委託等を行う余地はあるが、現在の事業の実施方法は概ね妥当である。
	B-	【事業手法を見直す必要がある】 - 更なる工夫によりサービス水準や事業の効率性を高められる余地があり、事業手法の見直しを検討する必要がある。 - 区民等との協働や外部委託等を行う余地があり、事業の実施方法を再検討する必要がある。
	C	【事業手法を見直すべきである】 - 更なる工夫によりサービス水準や事業の効率性を高められる可能性が高く、事業手法を見直すべきである。 - 区民等との協働や外部委託等を行う余地が十分あるため、事業の実施方法を見直すべきである。
受益者負担の適切度	A	【受益者負担は十分適切である】 社会情勢や他自治体の状況等を踏まえつつ、十分適切な受益者負担（利用料徴収等）を導入している。
	B+	【受益者負担は適切である】 受益者負担を導入しており、一定の妥当性が認められる。
	B	【受益者負担は概ね適切である】 金額や対象等を再検討する余地はあるが、現在の受益者負担は概ね適切である。
	B-	【受益者負担の見直しを検討する必要がある】 公平性等の観点から、受益者負担の金額や対象等を再検討し、必要に応じて相当程度見直す必要がある。
	C	【受益者負担を見直すべきである】 - 受益者負担を求めるべき事業であるにもかかわらず、現状は求めている。 - 公平性等の観点から、受益者負担の金額や対象等を見直すべきである。
	—	- 受益者が特定できないため、受益者負担を求めることはできない。 - 公費により全額区が負担すべき事業であり、受益者負担を求めることは適切ではない。

視点別事業点検表のランク基準

No.2

点検項目	ランク	基準
事業の周知度	A	【周知度はかなり高い】 ・ 区の広報ツール(あだち広報・ホームページ・SNS等)の活用に十分な工夫が見られ、独自のパンフレット・ポスター等を作成するなど、積極的かつ効果的な広報活動を行っている。 ・ 事業の目的、効果、課題等を的確に捉えつつ、効果的な広報活動を展開している。
	B+	【周知度は高い】 ・ 区の広報ツールの活用に工夫が見られ、独自のパンフレット・ポスター等を作成するなど、周知度を高めるための広報活動を行っている。 ・ 事業の目的、効果、課題等を踏まえた広報活動を行っている。
	B	【一定の周知度は認められる】 ・ 一層の工夫により効果が高められる可能性があるが、区の広報ツールの活用やパンフレット・ポスター等による広報活動を行っている。 ・ 広報活動の方法や内容を検討する余地があるが、一定程度妥当性のある広報活動を行っている。
	B-	【周知度を高める必要がある】 ・ 区民や対象者等へ十分な周知がされていない。 ・ 定例的な広報活動のみの実施であり、広報活動に創意工夫が必要である。
	C	【周知度は不十分である】 ・ 事業そのものの存在が知られていない。 ・ 一層広報活動に力を入れるべきである。
補助金等の有効性	A	【有効性がかなり高い】 ・ 補助要件や対象者、助成結果等が十分適正であり、補助金の有効性はかなり高い。
	B+	【有効性が高い】 ・ 補助金の必要性や事業目的達成等の観点から有効性はあり、適正であるかどうか定期的な判断をするに足りる。
	B	【一定の有効性は認められる】 ・ 社会情勢や他自治体の状況等を踏まえ、補助要件や対象等を再検討する余地があるが、補助金の必要性や事業目的達成等の観点から一定の有効性はある。
	B-	【補助金等を見直す必要がある】 ・ 補助金の必要性や事業目的達成等の観点から一定の有効性が判断できず、補助要件や対象等を再検討する必要がある。
	C	【補助金等を見直すべきである】 ・ 補助に見合う成果が出ていないため、補助要件や対象等の見直しや補助金の廃止を検討すべきである。
	—	・ 補助金等を支給する事業ではない。
予算計上の妥当性	A	【予算は十分妥当である】 ・ 事業の規模や内容等について、区民ニーズ、地域・社会情勢、過去の決算状況、行政評価結果等を踏まえつつ、的確な予算計上が行われており、予算以上に効果が出ている。
	B+	【予算は妥当である】 ・ 事業の規模や内容等について、区民ニーズ、地域・社会情勢、過去の決算状況、行政評価結果等を踏まえつつ、妥当性をもった予算計上を行っている。
	B	【予算は概ね妥当である】 ・ 区民ニーズ、地域・社会情勢、過去の決算状況、行政評価結果等を踏まえると、検討する余地があるが、概ね妥当性をもった予算計上を行っている。
	B-	【予算を見直す必要がある】 ・ 区民ニーズ、地域・社会情勢、過去の決算状況、行政評価結果等を踏まえた事業の組み立てが行われているとは言えず、予算計上についてより一層の工夫を行う必要がある。
	C	【予算を見直すべきである】 ・ 社会情勢や区民ニーズ等の変化を踏まえておらず、抜本的な事業の見直しを行うべきである。 ・ 財源や人材の効率的な配分等が行われておらず、予算計上も妥当とはいえない。

第2章 分科会の評価結果

1 総括意見

評価にあたって、多くの事務事業で共通して指摘されたこととして、①事務事業の活動量・活動成果を測る指標の妥当性、②受益者負担の水準に関する自己評価の基準が統一されていないこと、③区民評価の基準に沿った説明が不足していることが挙げられる。

①に関して、『足立区基本計画（2025－2032）』でも、「財源や人的資源に限られる中で、より効率的で効果的な政策を推進していくためには、エビデンスに基づく政策立案や意思決定が不可欠」（p. 69）と明記されているものの、「何をやったか」というアウトプット（結果）にとどまる指標が多いのが現状である。そのため、「どのような効果をもたらしたのか」というアウトカム（成果）が十分に把握できず、事業手法および予算計上の妥当性や、補助金等の有効性を評価することが難しいケースがあった。実際、これらの評価項目は相対的に低く評価されているが、その背景には、アウトカムを示す指標が不足していたことが大きいと考えられる。

事務事業評価の制度上、指標の設定にはやむを得ない事情もあると考えられるが、国の統計などを活用して、可能な限りアウトカムに近い指標を採用することが望ましい。もしそれが難しい場合でも、アウトカムとの関連性が強いアウトプット指標を設定すべきである。「エビデンスに基づく政策立案や意思決定」を実効的なものとするためにも、活動量・活動成果を測る指標の見直しを部局に求めたい。

②に関して、事務事業評価調書の作成時に、各部局は「受益者負担の水準は妥当だと考えられるか？」という問いに対し、「妥当である」、「検討を要する」、「負担導入は困難」、「該当しない」のいずれかを選択する。たとえば中小企業融資事業では、制度融資に関する信用保証料や利子について「事業者に一定の自己負担があることから受益者負担の水準は妥当」と整理している。しかし、事業者は行政に対して対価を支払っているわけではない。これは、「受益者が行政サービスの対価として、受益の範囲内で費用の一部または全部を負担する」という受益者負担の考え方とは異なる。したがって、本来は「該当しない」を選択するのが妥当であるように思われる。また、パラスポーツ推進事業でも「受益者負担を徴収していないことが妥当である」と整理されているが、これも同様に「該当しない」を選択するのが適切だと思われる。今後は、受益者負担の考え方について、区全体で共通の評価基準を整理し、事業評価の前提条件として明確化する必要がある。

③に関して、区民評価委員は、「事業の必要性」、「事業手法の妥当性」、「受益者負担の適切度」、「事業の周知度」、「補助金等の有効性」、「予算計上の妥当性」という軸で評価を行っている。ヒアリング等を通じて事業の目的や事業内容は理解できたが、ヒアリング時間の制約もあり、特に「事業手法の妥当性」や「予算計上の妥当性」に関して十分な判断材料が提供されたとは言い難い。今後は、これらの評価軸を踏まえたプレゼンを期待したい。

2 事業別評価結果

本分科会が評価した事務事業の評価結果は以下のとおりである。

番号	事務事業名	事業の 必要性	事業手法 の妥当性	受益者負担 の適切度	事業の 周知度	補助金等 の有効性	予算計上 の妥当性
1	区有財産取得・活用事務	B+	B	*	B-	-	B
2	パラスポーツ推進事業	B+	B+	-	B	B	B+
3	中小企業融資事業	A	B	-	B+	B	B-
4	在宅医療・介護連携推進事業	B+	B	-	B-	-	B
5	感染症予防・患者医療費公費負担事業	A	B+	-	B	B+	B+
6	住宅施策推進事務	A	B+	-	B	-	B+
7	区立小・中学校の改築事業	A	B	-	B	-	B+

* 区有地を貸し付ける代わりに地代を徴収していることから、一種の受益者負担とみなせるが、その水準の妥当性を判断する資料は提出資料に含まれないため、評価困難である。

(1) 区有財産取得・活用事務

区が保有する低・未利用地の適切な活用は、財政への貢献や住民の利便性向上の観点から重要な取り組みであるといえる。しかし、一定の規模に満たない低・未利用地は、駐車場などの暫定的な賃貸利用にとどまる例が多い。今後は、単なる賃貸活用だけでなく、財政面への直接的な寄与を高めるため売却も検討すべきである。法定外公共物については、より積極的に情報提供すること、また、利用者間の負担の公平性の観点から利用者に適切な使用料を求めることが望ましい。

(2) パラスポーツ推進事業

パラスポーツの推進は、障がいの有無にかかわらず誰もがスポーツの楽しさに触れられる社会の実現につながる意義深い取り組みである。足立区が進める運動教室や指導員養成、助成制度は評価されるべきであり、障がい者のスポーツ環境整備や機会創出に一定の成果を上げている。一方で、事業の運営が行政や健常者から障がい者への一方向的な提供にとどまる傾向があり、障がい者自身が何を求め、どのような形で参画したいかという声を十分に反映する仕組みは整っていない。また、健常者の参画率を向上させ、地域全体での共生の機運を高める視点も不足している。今後は、障がい者と健常者双方の意見交換などを通じた双方向的な事業運営が求められる。

(3) 中小企業融資事業

中小企業融資における区による信用保証料補助や利子補給は、地域経済を支える重要な施策であり、資金繰りの安定化や設備投資促進に大きな意義がある。特に設備投資への支援は、企業の成長基盤の強化や地域経済への波及効果が期待できる点で有効である。しかし、現下の物価高騰や景気の不透明感を背景に、企業が積極的な投資判断を下しにくい状況も見受けられる。また、単なる信用保証料

補助や利子補給制度の提供にとどまっていることも課題である。そのため、融資後の企業の経営状況を把握するほか、必要な経営改善や成長戦略の策定を支援するフォローアップの仕組みを強化し、事業の実効性を高めることが求められる。

（４）在宅医療・介護連携推進事業

高齢化が進む中、在宅療養を希望する住民のニーズは増加しており、医療と介護の連携体制を整備する本事業の意義は大きい。地域の医療機関や介護事業者、行政が協力し、在宅医療を支えるネットワークを構築することは、住民の安心と生活の質の向上につながる。しかし、現状では研修の実施回数や連携会議の開催といった量的側面が重視される一方で、その内容が現場の実情に即しているか、実際の連携の質が向上しているかについての検証は十分でない。今後は、在宅診療数や再入院率の低下など成果を測る指標を導入し、事業の効果を可視化する必要がある。

（５）感染症予防・患者医療費公費負担事業

感染症対策は、区民の健康を守るための基盤的な事業である。特に足立区では、高齢者や外国人といった感染リスクの高い住民が相対的に多いことから、彼らへの支援体制の整備が急務である。そのため、外国人に対する健康診断（結核検査）の実施状況の把握、性感染症に対する若年層への啓発、WEB 予約や非対面検査の導入などの受診機会の拡大が必要である。また、感染管理認定看護師等（ICN）の確保のために定着支援補助などを行っているが、その費用対効果の検証が求められる。国・都・関係団体との連携を一層強化し、地域全体での感染症対策の底上げを期待したい。

（６）住宅施策推進事務

住民の高齢化と建物老朽化という「二つの老い」が進行する中で、居住の安定を図る本事業の意義は大きい。特に管理不全マンションの予防や改善は、防災・減災対策や地域環境の維持にも直結する課題である。現状では、マンション管理組合への支援が行われているが、従来型の制度説明だけでは十分でなく、行政が住民に寄り添うような伴走型支援を充実させる必要がある。また、マンション管理計画認定制度のメリットが十分に伝わっていない可能性があることから、周知の方法について検討が求められる。高齢者や外国人の住宅確保に関しては、相談窓口の設置にとどまらず、大家・仲介業者ヘインセンティブを付与することも検討の価値はあるだろう。

（７）区立小・中学校の改築事業

区立小・中学校の改築は、教育の質向上、安全な学習環境の確保、防災拠点機能の強化を同時に実現する取り組みとして重要である。老朽化した校舎をそのままにしておくことは、児童生徒の安全を脅かすだけでなく、地域防災拠点としての信頼性も損なうため、早急な対応が求められる。本事業では、段階的な改築を通じて財政負担の平準化が図られており、プロポーザル方式の採用によってより

質の高い業者を選定するなど、妥当な実施手法が採用されている。一方で、改築は、教育環境の整備だけでなく、地域の防災機能の強化などにも関わるので、保護者や地域住民との丁寧なコミュニケーションが重要である。また、人手不足や物価上昇などに起因するコスト上昇や契約不調によって事業が遅延することがないよう、資金調達手段や業者選定には万全な対応を期したい。

紙面構成の都合により、本ページ余白

第3章

個別評価調書(一般事務事業)

足立区 令和7年度事務事業評価調書(令和6年度事業実施分)

事務事業名		3545 区有財産取得・活用事務		11 住み続けられるまちづくりを 	
施策名		16.3 公有財産の活用と長寿命化の促進			
記入所属		資産活用部・資産管理課・管財係			
電話番号		03-3880-5141	E-mail		shisan@city.adachi.tokyo.jp
事務事業の概要	目的	低・未利用地の区有地売却・貸付の実施による歳入の確保と用地管理経費の軽減を図る。		協働・協創	【協働協創】地域課題解決に資する跡地活用の実現により協働協創を構築する。 【SDGsターゲット】11.7
	内容	低・未利用地の区有地売却・貸付の実施に伴う調査、不動産鑑定評価、入札及び契約事務等を行う。			
根拠法令等	根拠	足立区公有財産規則			

事務事業の活動量・活動結果を測る指標 ※法定業務や管理業務等は、目標値＝見込み、達成率＝執行率に読み替えてください。

指標名／単位		指標の定義(算出根拠)	実績等	3	4	5	6	7
指標1	旧事業用地等（旧土地開発公社用地含む）の売却収入 [単位] 千円	目標値＝（前々年実績値＋前年実績値）÷2 実績値＝当年度の売却収入実績	目標値	200,000	100,000	50,000	50,000	22,289
			実績値	471,694	90,406	29,419	15,159	
			達成率	236%	90%	59%	30%	
指標2	旧事業用地等（旧土地開発公社用地含む）の貸付件数 [単位] 件	目標値＝前年実績値×1.2 実績値＝当年度の貸付件数	目標値	84	82	83	84	88
			実績値	70	69	70	74	
			達成率	83%	84%	84%	88%	
指標3	[単位]		目標値					
			実績値					
			達成率					

指標分析(指標の達成度の分析:担当者・係長評価)		投入資源(千円)	3	4	5	6	7
【指標1】旧事業用地の売却が無かったため目標値を下回ったが、廃道敷や旧水路敷等を売却し歳入確保に努めた。 (今後も廃道敷など小規模用地の売却が主と見込まれるため、目標値を変更する) 【指標2】実績値は目標値に届かなかったものの、区有地5か所を駐車場として暫定利用し、小規模の未利用地の活用にも努めた。	総事業費	総事業費	264,412	281,531	151,364	112,890	
		事業費	185,644	212,666	89,516	50,391	142,283
		人件費	78,768	68,865	61,848	62,499	
		平均給与	8,752	8,297	8,368	8,609	
		人数	9	8.3	7	6.8	
		計	78,768	68,865	58,576	58,541	
事業分析(事業実績等の分析:担当者・係長評価)	内非	平均給与	3,240	3,299	3,272	3,958	
		人数	0	0	1	1	
		計	0	0	3,272	3,958	
	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0
		都支出金	0	0	0	0	0
		受益者負担金	0	0	0	0	0
		その他特定財源	0	0	0	0	0
		基金	0	0	0	0	0
	起債	起債	0	0	0	0	0
		一般財源	264,412	281,531	151,364	112,890	142,283

視点別事務事業評価(担当者・係長評価)

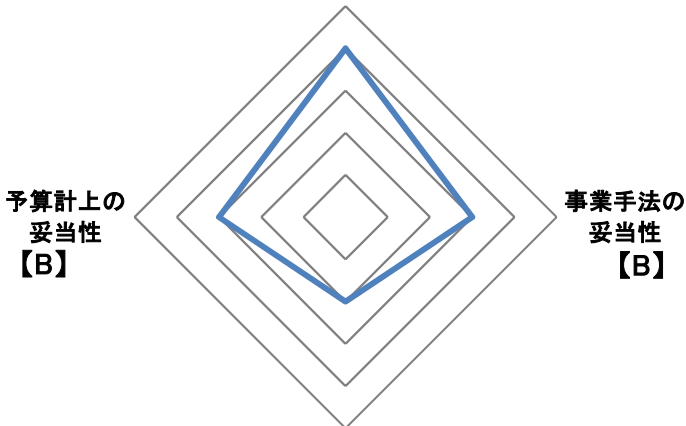
妥当性	事務事業の実施に対する区民ニーズはあるか？	☐ 増大している ☒ 変わらずにある ☐ 減少している ☐ その他
	今後も区が実施する事務事業として妥当か？	☒ 妥当である ☐ 検討を要する
	事業の休止・終了による区民生活の影響は大きいのか？	☒ 大きい ☐ 中位 ☐ 小さい
有効性	事務事業の上位施策への貢献度は大きいのか？	☒ 大きい ☐ 中位 ☐ 小さい
	他の施策に対する具体的な波及効果はあるか？	☒ ある ☐ 特にはない ☐ 内部業務(全体波及)
効率性	関連・類似事務事業との統合は出来ないか？	☒ 出来ない ☐ 検討可能
	民間への外部化(民営化・業務委託等)は可能か？	☒ 困難である ☐ 検討可能 ☐ 実施済み
公平性	受益者負担の水準は妥当だと考えられるか？	☐ 妥当である ☐ 検討を要する ☐ 負担導入は困難 ☒ 該当しない
協働	区民等と協働して事業を展開しているか？	☐ 協働している ☐ 協働は困難である ☒ 協創の可能性はある
環境	事務事業の実施に際し環境に配慮しているか？	☐ 配慮している ☒ 一部配慮している ☐ 該当しない

総合評価(課長評価) ※効率化を前提として、評価実施年度の方針を決定する。

【今後の方針】	☐ 拡充 ☐ 改善・変更 ☒ 現状維持 ☐ 縮小 ☐ 統合による終了 ☐ 休止・終了
令和6年度は、旧入谷南小、旧江南区民事務所、千住大橋駅周辺まちづくり用地など1,000㎡を超える区有地について活用の方針を決めることができた。一方で、当面利活用の見込みのなかった小規模区有地(5か所)を、駐車場として暫定利用するため入札を実施したところ、設定価格を上回る金額で落札があった。今後も「区有等利活用基本方針」に基づき利活用に取り組む。令和7年度は、旧こども家庭支援センター、旧北鹿浜小、上沼田東公園創出用地などの大規模区有地の活用を進め、活用の見込がない小規模区有地については、駐車場などの暫定利用を検討し、区の自主財源の確保に貢献していく。	

区有財産取得・活用事務

視点別事業点検表

点検項目	全体評価	事業の必要性【B+】	
事業の必要性	B+		
事業手法の妥当性	B		
受益者負担の適切度	*		
事業の周知度	B-		
補助金等の有効性	-		
予算計上の妥当性	B		
※ 次の項目は以下の理由により、レーダーチャートから除外している。 「受益者負担の適切度」: 評価なし 「補助金等の有効性」: 評価対象外			
分科会意見	①事業の必要性 低・未利用地は管理だけでも財政負担になる。地域ニーズに応じた利活用により、収益確保と経費削減や住民サービスの向上が可能となることから、本事業の必要性は認められる。		
	②事業手法の妥当性 低・未利用地の利活用については、不動産業者など民間事業者との協働が求められるが、その体制が整備されているとはいえない。また、暫定的な利活用策として駐車場の形で貸付を行っているが、一定の期間を経ても利活用方針が定まらないものについては、売却も視野に入れるべきである。法定外公共物については、利用者間の負担の公平性の観点から使用料を求めるべきである。		
	③受益者負担の適切度 区有地を貸し付ける代わりに地代を徴収していることから、一種の受益者負担とみなせるが、その水準の妥当性を判断する資料は提出資料に含まれないため、評価困難である。		
	④事業の周知度 低・未利用地の情報や活用方針が区民に十分に伝わっているか疑問が残る。また、法定外公共物の情報公開は受動的で、周知が十分とはいえない。		
	⑤補助金等の有効性 評価対象外		
	⑥予算計上の妥当性 事業費の大半を外部業者への委託料として計上しているが、その妥当性や効果が十分に伝わらなかった。		
	【自由意見】 区有地であることへの配慮から柔軟な活用に踏み出せていない。特に狭小地は暫定賃貸にとどまる例が多く、法定外公共物も情報提供に慎重である。これらの区有地について、資産の特性に応じた活用方針を整えるべきである。また、市場評価を下回る地代で貸付ける場合、下回った分は実質的な補助金となるため、貸付対象や条件の公平性・透明性を確保し、説明責任を果たすことが求められる。		

足立区 令和7年度事務事業評価調書(令和6年度事業実施分)

事務事業名		23437 パラスポーツ推進事業		3 すべての人に 機会と参加を	10 人や団体の公平な 参画を促す
施策名		3.3 生涯スポーツ活動の充実と地域還元			
記入所属		地域のちから推進部・生・スポーツ振興課・パラ推進			
電話番号		03-3880-5087	E-mail	sports@city.adachi.tokyo.jp	
事務事業の概要	目的	スポーツを通じた共生社会の実現に寄与するため、障がいのある方が気軽に運動・スポーツを楽しむことができる仕組みを構築していく。			協働・協創 【協働】地域のスポーツ団体、障がい福祉団体等と連携し事業を実施している。 【庁内協働】障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課 【SDGsターゲット】3.4、10.2～4
	内容	障がい者が運動・スポーツに参画できる「場」や「機会」の創出、支援制度の充実、スポーツを通じた障がい者理解の推進に取り組む。また、障がい者スポーツを推進する体制の構築に取り組む。			
根拠法令等	根拠	スポーツ基本法、障害者基本法			

事務事業の活動量・活動結果を測る指標 ※法定業務や管理業務等は、目標値＝見込み、達成率＝執行率に読み替えてください。

指標名／単位		指標の定義(算出根拠)	実績等	3	4	5	6	7
指標1	障がい者運動教室参加者数	目標値＝前年実績をもとに設定 実績値＝区主催の障がい者運動教室に参加した障がい児・者数	目標値			780	820	1,200
			実績値			784	1,009	
	[単位] 人		達成率	0%	0%	101%	123%	
指標2	初級パラスポーツ指導員養成講習会修了者数	目標値＝経年実績をもとに設定 実績値＝対象年度の講習会修了者数	目標値		20	20	20	20
			実績値		32	19	11	
	[単位] 人		達成率	0%	160%	95%	55%	
指標3	障がい者スポーツ活動助成金交付者数	目標値＝前年実績をもとに設定 実績値＝障がい者スポーツ活動助成金利用者数	目標値			300	280	290
			実績値			235	281	
	[単位] 人		達成率	0%	0%	78%	100%	

指標分析(指標の達成度の分析:担当者・係長評価)		投入資源(千円)	3	4	5	6	7
指標1:東京ヴェルディによる障がい者運動教室において、参加者が増加したため、目標値を大きく上回った。 指標2:あだち広報の掲載など、例年と同様の周知を実施したが、目標の実績値を下回った。 指標3:区内の障がい者団体の会合などに出席し、積極的な周知活動を行ったことにより目標を達成した。	総事業費	総事業費	0	0	46,713	48,963	
		事業費	0	0	21,609	23,136	30,662
		人件費	0	0	25,104	25,827	
		平均給与	8,752	8,297	8,368	8,609	
		人数	0	0	3	3	
		計	0	0	25,104	25,827	
事業分析(事業実績等の分析:担当者・係長評価)	内非	平均給与	3,240	3,299	3,272	3,958	
		人数	0	0	0	0	
		計	0	0	0	0	
	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0
		都支出金	0	0	5,020	7,395	0
		受益者負担金	0	0	0	0	0
		その他特定財源	0	0	1,323	2,606	10
パラスポーツの推進については、活動の「場」の拡充や「きっかけ」の創出など様々な視点から施策展開が必要だが、障がい者のスポーツ活動を支援する人材の養成について、年々実績値が減っている。パラスポーツ指導員養成講習の修了者数増加に向けた、今までとは異なる周知が必要である。 ◎貢献度:関係団体との協働により円滑に事業を行ったことで、障がい者のスポーツ推進に貢献している。 ◎波及効果:パラスポーツに関わる関係団体の増加により、障がい者へのパラスポーツ事業の周知につながっている。	基金	基金	0	0	0	0	0
		起債	0	0	0	0	0
		一般財源	0	0	40,370	38,962	30,652

視点別事務事業評価(担当者・係長評価)

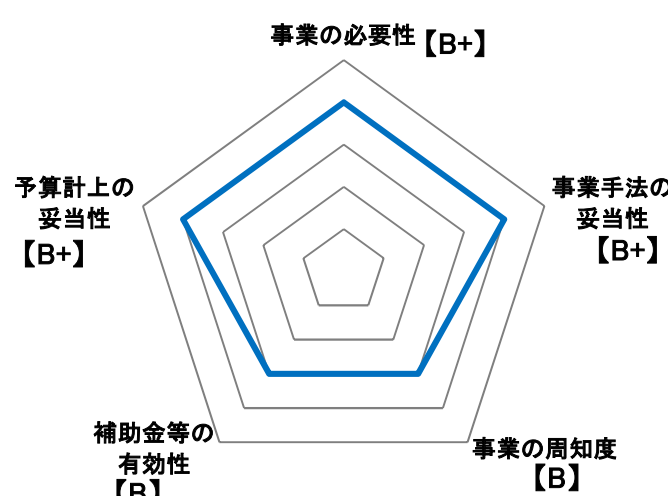
妥当性	事務事業の実施に対する区民ニーズはあるか?	☐ 増大している ☒ 変わらずにある ☐ 減少している ☐ その他
	今後も区が実施する事務事業として妥当か?	☒ 妥当である ☐ 検討を要する
有効性	事業の休止・終了による区民生活の影響は大きいのか?	☒ 大きい ☐ 中位 ☐ 小さい
	事務事業の上位施策への貢献度は大きいのか?	☒ 大きい ☐ 中位 ☐ 小さい
効率性	他の施策に対する具体的な波及効果はあるか?	☒ ある ☐ 特にはない ☐ 内部業務(全体波及)
	関連・類似事務事業との統合は出来ないか?	☒ 出来ない ☐ 検討可能
公平性	民間への外部化(民営化・業務委託等)は可能か?	☐ 困難である ☐ 検討可能 ☒ 実施済み
	受益者負担の水準は妥当だと考えられるか?	☒ 妥当である ☐ 検討を要する ☐ 負担導入は困難 ☐ 該当しない
協働	区民等と協働して事業を展開しているか?	☒ 協働している ☐ 協働は困難である ☐ 協創の可能性はある
環境	事務事業の実施に際し環境に配慮しているか?	☒ 配慮している ☐ 一部配慮している ☐ 該当しない

総合評価(課長評価) ※効率化を前提として、評価実施年度の方針を決定する。

【今後の方針】	☐ 拡充 ☐ 改善・変更 ☒ 現状維持 ☐ 縮小 ☐ 統合による終了 ☐ 休止・終了
スポーツに関心があるものの、社会的障壁によりスポーツを行えていない障がい者が多くいるという状況を改善するためには、地域一体となってパラスポーツ推進に取り組む必要がある。令和5年度に立ち上げたパラスポーツ推進協議会で検討を進めているパラスポーツアクションプランを策定し、地域との協働のもとスポーツを通じた共生社会の実現を目指していく。	

パラスポーツ推進事業

視点別事業点検表

点検項目	全体評価	 事業の必要性【B+】 事業手法の妥当性【B+】 事業の周知度【B】 補助金等の有効性【B】 予算計上の妥当性【B+】 ※ 次の項目は評価対象外のため、レーダーチャートから除外している。 「受益者負担の適切度」
事業の必要性	B+	
事業手法の妥当性	B+	
受益者負担の適切度	-	
事業の周知度	B	
補助金等の有効性	B	
予算計上の妥当性	B+	
分科会意見	①事業の必要性 パラスポーツ推進は、障がい者の生活の質の向上をもたらすため、社会的意義が高い。 ②事業手法の妥当性 スペシャルクライフコートを活用したイベントや個別ニーズに応じた教室、助成制度、専門団体との協働など、多様な対象者に配慮した手法が取られており妥当性が高い。一方で、指導員養成講習の修了者減少や目標設定の妥当性が課題である。コンシェルジュの増員、障がい者理解を深めるための健常者の参画促進、学校へのアウトリーチ活動の推進などが求められる。 ③受益者負担の適切度 評価対象外 ④事業の周知度 現状は障がい者施設へのチラシ配布が中心であり、未参加者や在宅障がい者への情報提供が不足している。認知度向上には広報手段の多様化、学校や福祉施設・関係部署との連携強化、施設スタッフへの働きかけや体験型周知の実施が求められる。 ⑤補助金等の有効性 障がい者スポーツ活動助成制度は一定の意義があると思われるが、上限1万円までの支給が妥当かどうか検討が必要である。対象者のニーズや経済状況を踏まえ、助成対象者の要件を再検討することが望ましい。また、定量的な効果検証や新規利用者拡大への取り組みも求められる。 ⑥予算計上の妥当性 中長期的な事業継続には、持続可能な予算や人的リソースの確保が重要であり、特に高額な招聘費用については費用対効果の検証が求められる。また、業務委託に関しては連携協定との兼ね合いもあると思われるが、公平性や透明性の観点から、プロポーザル方式の採用など、より競争的な業者選定の可能性も検討して頂きたい。 【自由意見】 パラスポーツ推進は誰もがスポーツの楽しさに触れられる社会の実現につながる意義深い取組であるが、障がい者の声を反映する仕組みが不足し、一方向的な事業構図になっている印象を受ける。本事業の遂行に当たっては、障がい者と健常者がともに考え、つくりあげることが求められる。そのため、健常者の参画の度合いを表すような指標を採用することを検討して頂きたい。	

足立区 令和7年度事務事業評価調書(令和6年度事業実施分)

事務事業名	3648 中小企業融資事業	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう
施策名	12.1 デジタルシフトに挑み、区内産業の成長を支え、地域の活力を高める		
記入所属	産業経済部・企業経営支援課・相談融資係		
電話番号	03-3880-5486	E-mail	kigyo-shien@city.adachi.tokyo.jp
事務事業の概要	目的 中小企業の経営の安定・発展を図るため、必要な事業資金を円滑に調達できるように、融資のあっせん、融資経費の負担軽減を図る。 【対象】区内事業者 内容 信用保証料補助：利用者が保証協会に支払う信用保証料の一部を補助 利子補給：利用者が支払う利子に対して補給をする マル経融資利子補給：(株)日本政策金融公庫が実施する経営改善資金利用者の支払利子を補助する	協働・協創	【協働】区内金融機関と東京信用保証協会と協働し、区内中小企業に対する融資を実施している。また東京商工会議所を通じて、(株)日本政策金融公庫の経営改善資金利用者の利子補給を実施し、支援している。【SDGsターゲット】8.3 9.2
根拠法令等	足立区中小企業等の資金調達の支援に関する条例及び同規則 足立区中小企業融資あっせん事業実施要綱 足立区中小企業融資に係る信用保証料補助金及び利子補給金交付要綱 足立区小企業等経営改善資金利子補給金交付要綱		

事務事業の活動量・活動結果を測る指標 ※法定業務や管理業務等は、目標値＝見込み、達成率＝執行率に読み替えてください。

指標名／単位	指標の定義(算出根拠)	実績等	3	4	5	6	7
指標1 融資実行率 (件数) [単位] %	実行件数/あっせん件数(取下げ187件を除く)×100 目標値：過去の実績からみる期待値 実績値：2,796件/2,758件×100	目標値 実績値 達成率	95 87 92%	95 95 100%	95 92 97%	95 101 106%	95
指標2 融資実行率 (金額) [単位] %	実行金額/あっせん金額(取下げ分14.9億を除く)×100 目標値：過去の実績からみる期待値 実績値：204.8億円/219.6億円×100	目標値 実績値 達成率	90 81 90%	90 80 89%	90 87 97%	90 93 103%	90
指標3 設備投資のあっせん件数 [単位] 件	設備資金(併用資金を含む)のあっせん件数 目標値：過去の実績からみる期待値 実績値：設備資金のあっせん件数	目標値 実績値 達成率	600 347 58%	600 331 55%	600 410 68%	600 459 77%	600

指標分析(指標の達成度の分析:担当者・係長評価)		投入資源(千円)		3	4	5	6	7	
【指標1.2】目標を上回った。融資実行率が101%となったのは5年度に融資のあっせんを行い、6年度に実行された件数が多かったことが要因である。 【指標3】目標未達だが、徐々に設備投資に対する需要が高まりつつあり、前年度より49件増加した。あっせん件数：6年度にあっせんした件数。実行件数：6年度に融資実行の報告があった件数。		総事業費		915,454	1,320,680	1,487,899	1,345,804		
		事業費		871,862	1,276,794	1,452,255	1,306,470	2,150,724	
		人件費		43,592	43,886	35,644	39,334		
		総事業費 常勤	平均給与	8,752	8,297	8,368	8,609		
			人数	3.5	3.5	2.5	2.5		
			計	30,632	29,040	20,920	21,523		
		内 非 常 勤	平均給与	3,240	3,299	3,272	3,958		
			人数	4	4.5	4.5	4.5		
			計	12,960	14,846	14,724	17,811		
事業分析(事業実績等の分析:担当者・係長評価)		財源内訳		国庫支出金	0	0	0	0	
緊急経営資金の実施により、物価高騰等で苦しむ区内中小企業への金融支援の実現につながった。緊急経営資金の内訳はあっせん件数 1,847件・金額166.3億円、実行件数1,946件・金額158.6億円となっている。 物価高騰等経済状況に応じた融資あっせん並びに信用保証料補助・利子補給金による資金調達支援は重要な施策であるとする。 【貢献度】区内企業等の資金調達支援				都支出金	597,170	731,883	325,219	0	0
				受益者負担金	0	0	0	0	0
				その他特定財源	443	404	38	0	500
				基金	0	0	0	0	0
				起債	0	0	0	0	0
				一般財源	317,841	588,393	1,162,642	1,345,804	2,150,224

視点別事務事業評価(担当者・係長評価)

妥当性	事務事業の実施に対する区民ニーズはあるか？	☐ 増大している ☒ 変わらずにある ☐ 減少している ☐ その他
	今後も区が実施する事務事業として妥当か？	☒ 妥当である ☐ 検討を要する
	事業の休止・終了による区民生活の影響は大きいのか？	☒ 大きい ☐ 中位 ☐ 小さい
有効性	事務事業の上位施策への貢献度は大きいのか？	☒ 大きい ☐ 中位 ☐ 小さい
	他の施策に対する具体的な波及効果はあるか？	☒ ある ☐ 特にはない ☐ 内部業務(全体波及)
効率性	関連・類似事務事業との統合は出来ないか？	☒ 出来ない ☐ 検討可能
	民間への外部化(民営化・業務委託等)は可能か？	☒ 困難である ☐ 検討可能 ☐ 実施済み
公平性	受益者負担の水準は妥当だと考えられるか？	☒ 妥当である ☐ 検討を要する ☐ 負担導入は困難 ☐ 該当しない
協働	区民等と協働して事業を展開しているか？	☒ 協働している ☐ 協働は困難である ☐ 協創の可能性はある
環境	事務事業の実施に際し環境に配慮しているか？	☐ 配慮している ☐ 一部配慮している ☒ 該当しない

総合評価(課長評価) ※効率化を前提として、評価実施年度の方針を決定する。

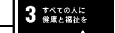
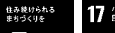
【今後の方針】	☐ 拡充 ☐ 改善・変更 ☒ 現状維持 ☐ 縮小 ☐ 統合による終了 ☐ 休止・終了
新型コロナウイルス感染症対策として令和2年3月9日から緊急経営資金を実施し、さらにコロナ禍での物価高騰等に苦しむ区内事業者のため、令和4年8月1日から融資限度額を1000万円から2000万円に拡充した。令和7年度は6年度に引き続き、物価高騰対策として延長実施する。また既存融資の返済に苦慮する事業者支援として令和5年8月1日から実施した緊急経営資金(特別借換)も延長実施する。引き続き最新の景気動向や区内企業の経営状況の情報把握につとめ、必要な資金調達支援を検討していく。	

中小企業融資事業

視点別事業点検表

点検項目	全体評価	
事業の必要性	A	事業の必要性【A】 事業手法の妥当性【B】 事業の周知度【B+】 補助金等の有効性【B】 予算計上の妥当性【B-】 ※ 次の項目は評価対象外のため、レーダーチャートから除外している。 「受益者負担の適切度」
事業手法の妥当性	B	
受益者負担の適切度	-	
事業の周知度	B+	
補助金等の有効性	B	
予算計上の妥当性	B-	
分科会意見	①事業の必要性 中小企業は、足立区に約2万3千社存在し、地域経済と雇用を支える重要な経済基盤である。物価高や景気の不透明感の中、資金調達の難しさは増しており、信用保証料や利子補給による経費負担の軽減は実質的な経営支援として高い必要性がある。 ②事業手法の妥当性 融資あっせんや利子補給、信用保証料補助は既存の金融制度と連携しやすく、資金調達のハードルを下げる点で妥当な手法である。緊急経営資金において経営悪化企業を対象を絞る姿勢も評価できる。一方で、融資後の業績や支援効果の定量的検証が不足しており、支援が真に必要な企業に届いているか不明である。 ③受益者負担の適切度 評価対象外 ④事業の周知度 パンフレット作製等による広報や金融機関・商工会議所との連携により一定の周知を図っているが、制度融資が中小企業のニーズを適切にとらえているかどうか検証が必要である。 ⑤補助金等の有効性 信用保証料補助や利子補給は資金調達の負担軽減として一定の効果が見込まれるが、定量的な効果検証が行われていない。制度融資全般の有効性や、臨時的な制度融資の継続の妥当性を判断する情報が不足している。他区の状況や利用企業の業績状況を把握したうえで、より実効性の高い制度を構築して頂きたい。 ⑥予算計上の妥当性 近年は決算額に比して(当初・補正後)予算が過大に見積もられており、予算計上の妥当性には課題がある。 【自由意見】 物価高や景気不安の中で設備投資に踏み切れる企業は限られ、運転資金や賃上げ支援など足元の資金需要に応じた制度拡充も検討すべきである。融資後の業績の把握や中小企業診断士等との連携によるフォローアップを強化し、成果が見える仕組みと継続的な制度見直しを期待する。	

足立区 令和7年度事務事業評価調書(令和6年度事業実施分)

事務事業名		21040 在宅医療・介護連携推進事業		3 すべての人に健康と福祉を 	11 住み続けられるまちづくりを 	17 パートナーシップで目標を達成しよう 
施策名		7.1 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる、地域包括ケアシステムなどの体制の充実				
記入所属		福祉部・高・介護保険課・介護保険係				
電話番号		03-3880-5887		E-mail kaigo@city.adachi.tokyo.jp		
事務事業の概要	目的	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、医療と介護の関係者の連携を推進する。			協働・協創	【協働】医療機関・介護事業者団体と連携し、多職種連携研修会等を実施 【SDGsターゲット11.】3及び11（目標に直結）、17.17
	内容	区内の医療・介護に関わる事業者および事業従事者を対象に、地域の医療、福祉資源の把握、医療・介護連携の課題抽出と対応協議、研修の開催、24時間365日の在宅医療、介護サービス提供体制構築 など				
根拠法令等	拠	介護保険法第115条の45				

事務事業の活動量・活動結果を測る指標 ※法定業務や管理業務等は、目標値＝見込み、達成率＝執行率に読み替えてください。

指標名／単位		指標の定義(算出根拠)	実績等	3	4	5	6	7
指標1	多職種連携研修会を実施した回数	多職種連携研修会（区内全体、区内各ブロック）を実施した回数	目標値	6	6	6	6	6
			実績値	5	5	6	6	
	[単位] 回		達成率	83%	83%	100%	100%	
指標2	医療・介護スキルアップ研修会を実施した回数	医療・介護スキルアップ研修会を実施した回数	目標値	3	3	3	2	2
			実績値	0	1	1	2	
	[単位] 回		達成率	0%	33%	33%	100%	
指標3	在宅療養支援窓口で相談を受けた件数	在宅療養支援窓口における相談を受けた件数	目標値	360	370	380	260	280
			実績値	309	265	219	160	
	[単位] 件		達成率	86%	72%	58%	62%	

指標分析(指標の達成度の分析:担当者・係長評価)		投入資源(千円)	3	4	5	6	7
【指標1】区内5ブロックで多職種連携研修会を開催し、各ブロックの世話人が参加する全体交流会を開催することで目標を達成した。 【指標2】医療介護スキルアップ研修会を医療側・介護側で各1回開催した。 【指標3】自主的解決できる医療・介護機関が多くなった一方で、在宅療養支援窓口の認知度が低いことも考えられる。	総事業費	総事業費	31,479	50,739	43,174	50,324	
		事業費	18,351	38,293	34,806	41,715	58,967
		人件費	13,128	12,446	8,368	8,609	
		平均給与	8,752	8,297	8,368	8,609	
		人数	1.5	1.5	1	1	
		計	13,128	12,446	8,368	8,609	
事業分析(事業実績等の分析:担当者・係長評価)	内非	平均給与	3,240	3,299	3,272	3,958	
		人数	0	0	0	0	
		計	0	0	0	0	
	財源内訳	国庫支出金	9,945	16,091	14,748	16,060	22,702
		都支出金	3,533	7,371	6,700	8,030	11,351
		受益者負担金	0	0	0	0	0
		その他特定財源	4,873	14,831	13,358	17,625	24,914
		基金	0	0	0	0	0
		起債	0	0	0	0	0
		一般財源	13,128	12,446	8,368	8,609	0

視点別事務事業評価(担当者・係長評価)

妥当性	事務事業の実施に対する区民ニーズはあるか？	■ 増大している □ 変わらずにある □ 減少している □ その他
	今後も区が実施する事務事業として妥当か？	■ 妥当である □ 検討を要する
	事業の休止・終了による区民生活の影響は大きいのか？	■ 大きい □ 中位 □ 小さい
有効性	事務事業の上位施策への貢献度は大きいのか？	■ 大きい □ 中位 □ 小さい
	他の施策に対する具体的な波及効果はあるか？	■ ある □ 特にはない □ 内部業務(全体波及)
効率性	関連・類似事務事業との統合は出来ないか？	■ 出来ない □ 検討可能
	民間への外部化(民営化・業務委託等)は可能か？	■ 困難である □ 検討可能 □ 実施済み
公平性	受益者負担の水準は妥当だと考えられるか？	□ 妥当である □ 検討を要する ■ 負担導入は困難 □ 該当しない
協働	区民等と協働して事業を展開しているか？	■ 協働している □ 協働は困難である □ 協働の可能性はある
環境	事務事業の実施に際し環境に配慮しているか？	□ 配慮している ■ 一部配慮している □ 該当しない

総合評価(課長評価) ※効率化を前提として、評価実施年度の方針を決定する。

【今後の方針】	■ 拡充 □ 改善・変更 □ 現状維持 □ 縮小 □ 統合による終了 □ 休止・終了
令和7年度の「すこやかプラザ あだち」開設に向け、「医療と介護の連携・研修センター運営準備委員会」を設置し、研修のみでなく、在宅療養区民啓発講座の開催、センターホームページの開設、大研修室の活用など、協議を行ってきた。	
令和7年度は、「在宅療養推進協議会」を立ち上げ、「すこやかプラザ あだち」を拠点に、大研修室を活用した研修事業の体系化、在宅療養支援のネットワーク強化、在宅療養支援窓口の認知度向上、啓発紙発行等による区民啓発事業の拡充など、多職種連携による在宅療養患者支援体制の構築を図っていく。	

在宅医療・介護連携推進事業

視点別事業点検表

点検項目	全体評価	事業の必要性【B+】 事業手法の妥当性【B】 事業の周知度【B-】 予算計上の妥当性【B】 ※ 次の項目は評価対象外のため、レーダーチャートから除外している。 「受益者負担の適切度」「補助金等の有効性」
事業の必要性	B+	
事業手法の妥当性	B	
受益者負担の適切度	-	
事業の周知度	B-	
補助金等の有効性	-	
予算計上の妥当性	B	
分科会意見	①事業の必要性 医療と介護の連携強化は、住み慣れた地域で最期まで暮らすことを望む人の希望を実現できるだけでなく、医療費抑制に貢献できる可能性がある点で意義が大きい。 ②事業手法の妥当性 研修回数や相談件数といった活動指標だけでは、医療と介護の連携が深まったかどうかを評価することが難しい。 ③受益者負担の適切度 評価対象外 ④事業の周知度 相談件数の減少や認知度の低さから、事業の周知方法や対象には改善の余地がある。在宅医療や介護の選択肢が十分に知られていない現状を踏まえ、医療・介護従事者向けの取り組みだけでなく、地域の高齢者や家族への情報発信の強化が不可欠である。「すこやかプラザ あだち」への拠点移動を契機に、広報や参加促進への一層の注力を期待したい。 ⑤補助金等の有効性 評価対象外 ⑥予算計上の妥当性 事業規模の拡大に際しては、十分な費用対効果が得られるかを検証する必要がある。特に在宅医療と入院医療、訪問看護と施設型看護などの費用構造を比較し、社会保障費全体の持続可能性を視野に入れた検討が求められる。 【自由意見】 指標に関しては、在宅診療数や再入院率の低下など連携の効果を測る指標の導入が望まれる。また、研修を指標に入れるのであれば、回数よりも研修の質を表す指標を導入することが望ましい。	

足立区 令和7年度事務事業評価調書(令和6年度事業実施分)

事務事業名		3842 感染症予防・患者医療費公費負担事業		3 すべての人に健康と福祉を 
施策名		5.1 感染症対策の充実		
記入所属		衛生部・足立保健所感染症対策課・事業調整係		
電話番号		03-3880-5372	E-mail	
事務事業の概要	目的	1 感染症のまん延防止及び性感染症に対する正しい知識の普及啓発を図る 2 治療、服薬支援の徹底により結核患者の医療費負担を軽減すると共に感染症まん延を防ぐ 3 結核患者の発生予防及び患者治療の徹底を図る		【協働】医師会、薬剤師会との協働による感染症対策事業の実施 【SDGsターゲット】3.3
	内容	1 感染症発生時に健康診断勧告・実施と汚染施設等消毒指示、2 エイズ相談や正しい知識の普及啓発及びエイズ抗体検査等の実施、3 感染症患者の入院勧告等、4 結核予防を図るため管理検診等、5 感染症診査協議会の開催		
根拠法令等	根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、足立区感染症の診査に関する協議会条例、足立区感染症の診査に関する協議会条例施行細則 足立区感染症予防計画		

事務事業の活動量・活動結果を測る指標 ※法定業務や管理業務等は、目標値＝見込み、達成率＝執行率に読み替えてください。

指標名／単位		指標の定義(算出根拠)	実績等	3	4	5	6	7
指標1	結核り患率	新規登録患者数／当概年10月1日人口(外国人登録含む)×10万 ※10万人あたりの割合(実績値は暦年計上のため12月31日現在)低減目標	目標値	16.1	15.6	15.1	14.9	10
			実績値	12.5	12.4	12.2	10.6	
	[単位] ー		達成率	129%	126%	124%	141%	
指標2	潜在性結核感染症治療開始者の治療完了率	潜在性結核の治療完了者数／前年の潜在性結核新規登録者数 ※目標値は東京都結核予防推進プラン2018より	目標値	85	85	85	85	85
			実績値	92.3	78.2	84.4	93.3	
	[単位] %		達成率	109%	92%	99%	110%	
指標3	関係機関実務者連絡会の参加団体数(結核、その他感染症に関する連絡会)	感染症の情報連携を目的とした連絡会に参加した団体数(複数回開催の場合は延べ数)	目標値	20	22	24	36	36
			実績値	18	26	36	33	
	[単位] ー		達成率	90%	118%	150%	92%	

指標分析(指標の達成度の分析:担当者・係長評価)		投入資源(千円)	3	4	5	6	7
【指標1】結核り患率は減少(登録者数R5年85人からR6年74人に減少)。【指標2】治療完了率は前年より上昇し目標値達成。副作用による中止者3人、死亡者1人。【指標3】感染管理認定看護師等(ICN)実務者連絡会を2回(延べ9団体、区内ICNはR6年度末8名に増加)、結核コホート検討会を2回(延べ24団体)実施。医療従事者向けに注力し、参加対象を絞ったことが目標未達の要因と考えられる。	総事業費	総事業費	1,235,159	1,903,469	918,008	168,770	
		事業費	1,031,536	1,691,570	716,433	69,589	91,174
		人件費	203,623	211,899	201,575	99,181	
		平均給与	8,752	8,297	8,368	8,609	
		人数	21.6	15.4	14.9	8.9	
		計	189,043	127,774	124,683	76,620	
事業分析(事業実績等の分析:担当者・係長評価)	内非	平均給与	3,240	3,299	3,272	3,958	
		人数	4.5	25.5	23.5	5.7	
		計	14,580	84,125	76,892	22,561	
	財源内	国庫支出金	640,124	1,341,536	103,675	35,166	25,038
		都支出金	133,048	196,009	59,210	0	1
		受益者負担金	0	0	0	0	0
		その他特定財源	3,702	51,188	0	0	0
		基金	0	0	0	0	0
	起債	起債	0	0	0	0	0
		一般財源	458,285	314,736	755,123	133,604	66,135

視点別事務事業評価(担当者・係長評価)

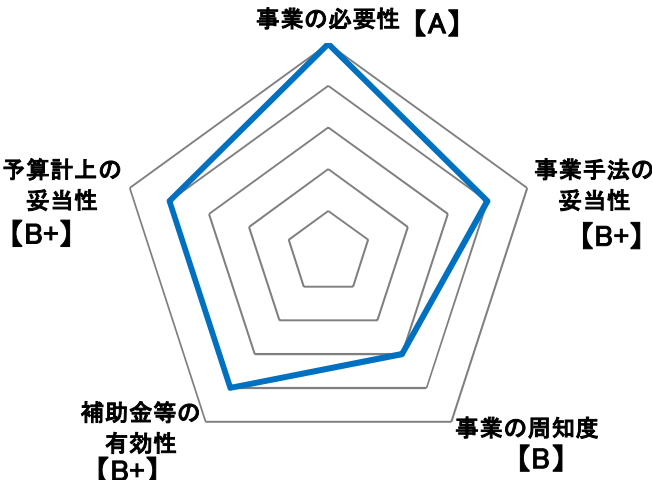
妥当性	事務事業の実施に対する区民ニーズはあるか？	☐ 増大している ☒ 変わらずにある ☐ 減少している ☐ その他
	今後も区が実施する事務事業として妥当か？	☒ 妥当である ☐ 検討を要する
有効性	事業の休止・終了による区民生活の影響は大きいのか？	☒ 大きい ☐ 中位 ☐ 小さい
	事務事業の上位施策への貢献度は大きいのか？	☒ 大きい ☐ 中位 ☐ 小さい
効率性	他の施策に対する具体的な波及効果はあるか？	☒ ある ☐ 特にはない ☐ 内部業務(全体波及)
	関連・類似事務事業との統合は出来ないか？	☒ 出来ない ☐ 検討可能
公平性	民間への外部化(民営化・業務委託等)は可能か？	☒ 困難である ☐ 検討可能 ☐ 実施済み
	受益者負担の水準は妥当だと考えられるか？	☐ 妥当である ☐ 検討を要する ☐ 負担導入は困難 ☒ 該当しない
協働	区民等と協働して事業を展開しているか？	☒ 協働している ☐ 協働は困難である ☐ 協働の可能性はある
環境	事務事業の実施に際し環境に配慮しているか？	☐ 配慮している ☐ 一部配慮している ☒ 該当しない

総合評価(課長評価) ※効率化を前提として、評価実施年度の方針を決定する。

【今後の方針】	☐ 拡充 ☒ 改善・変更 ☐ 現状維持 ☐ 縮小 ☐ 統合による終了 ☐ 休止・終了
令和6年度に策定した感染症予防計画に基づき、新興感染症への備えとして、訓練の再開やICNの資格取得支援及び定着支援の補助金を通じた地域の医療機関への専門人材の配置促進等に注力し、人材育成や外部との関係構築に取り組んだ。今後はこれらの規模拡充、内容の充実等に取り組み、関係機関とのネットワークの強化を進める。結核対策については、外国人患者の増加により、言語等に起因する対応の困難さや、大規模な接触者健診への対応等、新たな課題が浮き彫りになった。そのため、今後の円滑な支援への備えとして、接触者健診の手順や案内に係る配布物及び外国人への配慮の視点等を整理し、令和7年9月までにマニュアル化する。	

感染症予防・患者医療費公費負担事業

視点別事業点検表

点検項目		全体評価
事業の必要性	A	 事業の必要性 【A】 事業手法の妥当性 【B+】 事業の周知度 【B】 補助金等の有効性 【B+】 予算計上の妥当性 【B+】 ※ 次の項目は評価対象外のため、レーダーチャートから除外している。 「受益者負担の適切度」
事業手法の妥当性	B+	
受益者負担の適切度	-	
事業の周知度	B	
補助金等の有効性	B+	
予算計上の妥当性	B+	
分科会意見	①事業の必要性 感染症のまん延防止や性感染症に対する正しい知識の普及、結核患者の医療費負担軽減は、区民の健康と生活の質を守るうえで重要である。高齢者や外国人が多いという地域特性を踏まえると、本事業は喫緊かつ重要な取り組みであり、その必要性は極めて高い。 ②事業手法の妥当性 検査体制の拡充やICN(感染管理認定看護師等)の育成・定着支援、啓発活動など、多面的な施策は概ね妥当であり、実効性も期待できる。一方で、性感染症検査の受診率向上や外国人の健康診断実施状況の把握、年齢層ごとの啓発手法の工夫など改善の余地がある。特に、性感染症検査のWEB予約や非対面検査の導入など利便性向上策は早急に検討されるべきであり、実効性を高める取り組みの強化が求められる。 ③受益者負担の適切度 評価対象外 ④事業の周知度 日本語学校や障がい者施設など一定の周知努力は認められるものの、就労外国人や若年層への情報浸透には課題が残る。SNSや多言語対応、学校・職場との連携、技能実習生の監理団体・登録支援団体との協力など、ターゲット層ごとに適した広報手法を拡充し、受診促進につながる実効性の高い情報発信が求められる。 ⑤補助金等の有効性 ICNの配置促進補助は、区の感染症対策能力向上に寄与する有用な制度であるが、利用が十分に伸びていない点は課題である。医療機関への働きかけや制度周知をさらに強化し、ICNの定着につながる支援策の拡充が求められる。また、ICNの拡充が足立区にどのような恩恵をもたらすのか、費用対効果を含めた検証を進めることが望まれる。 ⑥予算計上の妥当性 予算計上は概ね妥当であると考えられるが、検査受診率や補助制度の利用状況を踏まえた費用対効果の検証が十分とは言えない。 【自由意見】 足立区には感染症専門病床がなく、結核等の重度感染症を診療できる体制の構築は急務である。特に高齢者や外国人などリスクの高い層への対応、外国人への健康診断実施と報告の仕組み整備、性感染症に対する若年層へのアプローチ強化は優先課題である。区は、国・都・医療機関・教育機関・事業者と連携し、ICNの確保・育成環境を充実させるなど、横断的な体制整備が求められる。	

足立区 令和7年度事務事業評価調書(令和6年度事業実施分)

事務事業名	4008 住宅施策推進事務	11 住み続けられるまちづくりを 17 気候変動に脅かされる産業・分野への対応
施策名	11.3 安心して住み続けられる住宅環境の整備	
記入所属	都市建設部・建・住宅課・住宅計画係	
電話番号	03-3880-5963	E-mail juutaku@city.adachi.tokyo.jp
事務事業の概要	住生活基本計画の理念に基づき、具体的な住宅施策を推進していく。 住生活基本計画に基づく施策に伴い全区民に対し、住宅専門相談会の実施や分譲マンション居住者へのアドバイザー派遣などを行う。また、住宅確保要配慮者に対して、外部団体と連携して居住場所確保のサポートを行う。	【SDGsターゲット】11.1、17 【協働】区内不動産団体及び関係所管と連携し、住宅確保要配慮者に対する居住支援施策を講じた。
根拠法令等	足立区住宅基本条例 足立区住宅専門相談実施要綱 住生活基本法 マンション管理適正化法 住宅セーフティネット法	

事務事業の活動量・活動結果を測る指標 ※法定業務や管理業務等は、目標値＝見込み、達成率＝執行率に読み替えてください。

指標名／単位	指標の定義(算出根拠)	実績等	3	4	5	6	7
指標1 住宅専門相談件数(すまいの相談者とマンション相談者の合計) [単位] 件	目標値：前年度実績を踏まえた相談件数 実績値：当該年度の相談件数	目標値 実績値 達成率	36 27 75%	30 35 117%	35 39 111%	35 45 129%	36
指標2 分譲マンション管理アドバイザー派遣件数 [単位] 件	目標値：前年度実績を踏まえた派遣件数 実績値：当該年度の派遣件数	目標値 実績値 達成率	100 38 38%	100 57 57%	70 53 76%	70 68 97%	70
指標3 お部屋さがし相談件数 [単位] 件	目標値：前年度実績を踏まえた相談件数 実績値：当該年度の延べ相談件数	目標値 実績値 達成率	150 243 162%	250 295 118%	260 384 148%	260 374 144%	265

指標分析(指標の達成度の分析:担当者・係長評価)	投入資源(千円)	3	4	5	6	7
指標1：すまいの相談とマンション相談の両方が前年度を上回った。特に今年度は区内各所でマンション相談会を実施し成果があがった。	総事業費	62,877	61,434	72,553	54,020	
指標2：分譲マンション管理計画認定にともなう資料作成の相談などで派遣依頼が増えた。ほぼ目標値に達成した。	事業費	7,125	8,353	19,073	7,017	12,295
指標3：福祉まるごと相談課をはじめとする庁内連携により目標値を大幅に上回った。	人件費	55,752	53,081	53,480	47,003	
事業分析(事業実績等の分析:担当者・係長評価)	平均給与	8,752	8,297	8,368	8,609	
分譲マンション管理計画認定制度の周知を行うために区内10箇所でセミナー及び相談会を実施し、計画認定の申請件数が初年度9件から18件に増加した。	人数	6	6	6	5	
また、不動産協会と連携したあだちお部屋さがしサポート事業や東京都住宅供給公社の住戸を利用した住宅セーフティネット制度をはじめ、福祉まるごと相談課や生活支援推進課との新たな連携事業も開始された。その他、都市再生機構と居住支援法人の連携事業も開始されて居住支援の選択肢が広がった。一方で福祉的課題により部屋紹介までつながらないケースがある。	計	52,512	49,782	50,208	43,045	
	平均給与	3,240	3,299	3,272	3,958	
	人数	1	1	1	1	
	計	3,240	3,299	3,272	3,958	
	国庫支出金	400	939	586	592	429
	都支出金	500	500	1,995	0	0
	受益者負担金	0	0	0	0	3
	その他特定財源	0	0	0	0	0
	基金	0	0	0	0	0
	起債	0	0	0	0	0
	一般財源	61,977	59,995	69,972	53,428	11,863

視点別事務事業評価(担当者・係長評価)

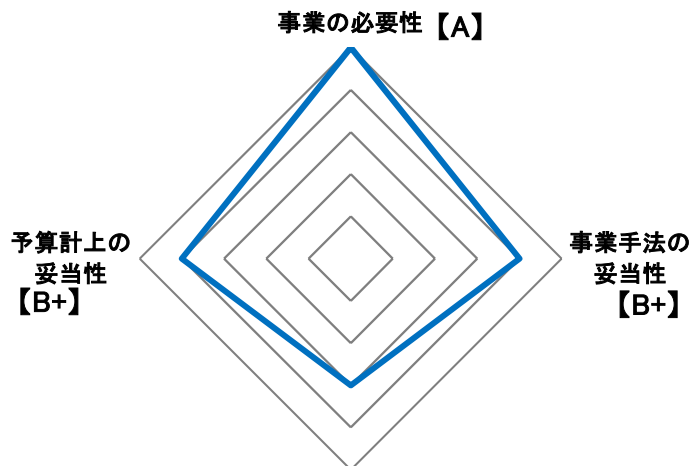
妥当性	事務事業の実施に対する区民ニーズはあるか？	☐ 増大している ☒ 変わらずにある ☐ 減少している ☐ その他
	今後も区が実施する事務事業として妥当か？	☒ 妥当である ☐ 検討を要する
有効性	事業の休止・終了による区民生活の影響は大きいのか？	☒ 大きい ☐ 中位 ☐ 小さい
	事務事業の上位施策への貢献度は大きいのか？	☒ 大きい ☐ 中位 ☐ 小さい
効率性	他の施策に対する具体的な波及効果はあるか？	☒ ある ☐ 特にはない ☐ 内部業務(全体波及)
	関連・類似事務事業との統合は出来ないか？	☒ 出来ない ☐ 検討可能
公平性	民間への外部化(民営化・業務委託等)は可能か？	☒ 困難である ☐ 検討可能 ☐ 実施済み
	受益者負担の水準は妥当だと考えられるか？	☐ 妥当である ☐ 検討を要する ☐ 負担導入は困難 ☒ 該当しない
協働	区民等と協働して事業を展開しているか？	☒ 協働している ☐ 協働は困難である ☐ 協働の可能性はある
環境	事務事業の実施に際し環境に配慮しているか？	☒ 配慮している ☐ 一部配慮している ☐ 該当しない

総合評価(課長評価) ※効率化を前提として、評価実施年度の方針を決定する。

【今後の方針】	☐ 拡充 ☒ 改善・変更 ☐ 現状維持 ☐ 縮小 ☐ 統合による終了 ☐ 休止・終了
分譲マンション管理計画認定の更なる普及啓発を図るために、区内12箇所に拡充してセミナー及びマンション相談会を実施する。また、管理組合が計画策定を行う際には、マンション管理士のアドバイザー派遣を支援していく。	
住宅セーフティネット法の改正による居住サポート住宅の開始や居住支援協議会の体制見直しなど、更なる居住支援を推進する必要がある。福祉まるごと相談課など庁内連携を図りつつ、居住支援法人などの外部団体との協力を進めていく。	

住宅施策推進事務

視点別事業点検表

点検項目	全体評価		
事業の必要性	A	 事業の必要性【A】 事業手法の妥当性【B+】 事業の周知度【B】 予算計上の妥当性【B+】 受益者負担の適切度【-】 ※ 次の項目は評価対象外のため、レーダーチャートから除外している。 「受益者負担の適切度」「補助金等の有効性」	
事業手法の妥当性	B+		
受益者負担の適切度	-		
事業の周知度	B		
補助金等の有効性	-		
予算計上の妥当性	B+		
分科会意見	①事業の必要性 本事業は、高齢化の進行や住宅困窮者の増加という社会的背景を踏まえると、極めて高い必要性を有する。特に、分譲マンションの老朽化や管理不全是居住の安全や地域コミュニティの維持に深刻な影響を及ぼすため、区による届出制度や管理計画認定を通じた管理意識向上の取組は公共的意義が大きい。また、修繕積立金不足の未然防止により、所有者や居住者のみならず近隣住民の人命・財産の安全確保にも寄与する。さらに、住宅確保要配慮者へのお部屋探しサポートは、生存権に直結する重要な施策である。 ②事業手法の妥当性 住宅専門相談会やアドバイザー派遣、外部団体との連携による居住支援など、対象者の多様な課題に応じた複数の手法が採用されており、現場に密着した対応として妥当性は高いと評価できる。一方で、マンション管理計画認定制度の申請促進や適切な管理方法の周知については課題が残るため、他自治体の「プッシュ型」アプローチも参考にした積極的な周知・働きかけが望まれる。 ③受益者負担の適切度 評価対象外 ④事業の周知度 相談件数の実績から一定の認知は進んでいるが、マンション管理計画認定制度の認定件数は区内対象1,311棟のうち25棟にとどまり、本制度の存在やメリットが十分に浸透していない可能性がある。 ⑤補助金等の有効性 評価対象外 ⑥予算計上の妥当性 マンション管理計画認定制度は区民の安全・安心確保に直結する重要施策である。一方で、相談会参加者数が少なく1人当たり費用が割高となっていることから、費用対効果の検証が必要である。今後は5年ごとの認定更新時に管理状況の改善度を検証し、周知経費を含めた資源配分の見直しを進めることが望まれる。 【自由意見】 マンション管理不全の予防や住宅確保要配慮者支援は、中長期的視野で計画的に進める必要がある。届出促進には制度説明だけでなく、行政が寄り添い住民と一体で管理意識を高める支援が求められる。お部屋探しサポートでは成約に至らなかった相談者の状況把握や、対象を公営住宅入居資格者に絞り、大家・仲介業者へのインセンティブを付与することも検討してはどうか。		

足立区 令和7年度事務事業評価調書(令和6年度事業実施分)

事務事業名		4072 区立小学校の改築事業		4 質の高い教育を みんなに	
施 策 名		1.4 安全・快適に学べる教育施設の整備と学校運営の充実			
記 入 所 属		学校運営部・学校施設管理課・学校改築			
電 話 番 号		03-3880-5072	E-mail g-shisetsukanri@city.adachi.tokyo.jp		
事務事業の概要	目的	こどもたちの「生きる力」の向上に寄与する教育環境の向上を目指し、施設の老朽化や統合に伴う学校改築を行う。		協働・協創	【協働】開かれた学校づくり協議会等 【庁内協働】施設営繕部及び教育委員会各課 【SDGsターゲット】4a
	内容	東洲江小学校・宮城小学校・千寿常東小学校の改築設計の実施等			
根拠法令等	拠	足立区小・中学校の適正規模・適正配置計画及び改築に関する報告書			

事務事業の活動量・活動結果を測る指標 ※法定業務や管理業務等は、目標値＝見込み、達成率＝執行率に読み替えてください。

指標名／単位		指標の定義(算出根拠)	実績等	3	4	5	6	7
指標1	改築事業実施中の小学校数	改築事業で設計、工事に着手中の小学校数	目標値	3	2	1	3	3
			実績値	3	2	1	1	
	[単位] 校		達成率	100%	100%	100%	33%	
指標2	小学校の施設更新進捗率	基本構想から完成までの進捗を100ポイントと設定し、当初計画どおり進展しているかどうかの指標とした	目標値	275	110	40	60	80
			実績値	275	110	20	40	
	[単位] ポイント		達成率	100%	100%	50%	67%	
指標3			目標値					
			実績値					
	[単位]		達成率					

指標分析(指標の達成度の分析:担当者・係長評価)		投入資源(千円)	3	4	5	6	7
【指標1】令和6年度は東洲江小学校の設計(3年目)を実施した。宮城小学校及び千寿常東小学校は設計に着手できず、目標に届かなかった。 【指標2】設計3年目の東洲江小学校は6年度中3年目の進捗を達成して40ポイントだった。宮城小学校及び千寿常東小学校の設計には着手できず、ともに0ポイントとなった。(6年計画の場合、1～2年目は10ポイント、3～6年目は20ポイント)	総事業費	総事業費	10,838,817	4,079,665	123,281	1,494,069	
		事業費	10,727,797	3,993,376	101,943	1,454,037	3,433,120
		人件費	111,020	86,289	21,338	40,032	
		平均給与	8,752	8,297	8,368	8,609	
		人数	12.5	10.4	2.55	4.65	
		計	109,400	86,289	21,338	40,032	
事業分析(事業実績等の分析:担当者・係長評価)	内非	平均給与	3,240	3,299	3,272	3,958	
		人数	0.5	0	0	0	
	常勤	計	1,620	0	0	0	
	財源内訳	国庫支出金	1,264,800	594,488	0	127,447	183,513
		都支出金	26,000	26,000	0	0	0
		受益者負担金	0	0	0	0	0
		その他特定財源	0	0	0	0	0
		基金	4,973,765	3,172,466	40,785	1,208,047	2,097,762
		起債	0	0	0	0	0
		一般財源	4,574,252	286,711	82,496	158,575	1,151,845

視点別事務事業評価(担当者・係長評価)

妥当性	事務事業の実施に対する区民ニーズはあるか？	■ 増大している □ 変わらずにある □ 減少している □ その他
	今後も区が実施する事務事業として妥当か？	■ 妥当である □ 検討を要する
有効性	事業の休止・終了による区民生活の影響は大きいのか？	■ 大きい □ 中位 □ 小さい
	事務事業の上位施策への貢献度は大きいのか？	■ 大きい □ 中位 □ 小さい
効率性	他の施策に対する具体的な波及効果はあるか？	□ ある ■ 特にはない □ 内部業務(全体波及)
	関連・類似事務事業との統合は出来ないか？	■ 出来ない □ 検討可能
公平性	民間への外部化(民営化・業務委託等)は可能か？	□ 困難である □ 検討可能 ■ 実施済み
	受益者負担の水準は妥当だと考えられるか？	□ 妥当である □ 検討を要する □ 負担導入は困難 ■ 該当しない
協働	区民等と協働して事業を展開しているか？	■ 協働している □ 協働は困難である □ 協創の可能性はある
環境	事務事業の実施に際し環境に配慮しているか？	■ 配慮している □ 一部配慮している □ 該当しない

総合評価(課長評価) ※効率化を前提として、評価実施年度の方針を決定する。

【今後の方針】	□ 拡充 □ 改善・変更 ■ 現状維持 □ 縮小 □ 統合による終了 □ 休止・終了
令和7年度の改築は3校(工事1年目1校、設計1年目2校)の予定である。工事1年目の東洲江小学校は、庁内関係所管等と連携しながら、令和9年4月の開校に向けて取り組んでいく。宮城小学校は令和6年度中に設計事業者の選定が完了しており、設計に着手する。千寿常東小学校は引き続きプロポーザルによる事業者選定を進め、選定後設計に着手する。	
令和7年度の進捗見込み：80ポイント(東洲江小学校60ポイント、宮城小学校及び千寿常東小学校各10ポイント)	

足立区 令和7年度事務事業評価調書(令和6年度事業実施分)

事務事業名	4073 区立中学校の改築事業			
施策名	1.4 安全・快適に学べる教育施設の整備と学校運営の充実			
記入所属	学校運営部・学校施設管理課・学校施設係			
電話番号	03-3880-5072	E-mail	g-shisetsukanri@city.adachi.tokyo.jp	
事務事業の概要	目的	こどもたちの「生きる力」の向上に寄与する教育環境の向上を目指し、施設の老朽化や統合に伴う学校改築を行う。		協働・協創 【協働】開かれた学校づくり協議会等 【庁内協働】施設営繕部及び教育委員会各課 【SDGsターゲット】4a
	内容	東綾瀬中学校の改築工事の実施等		
根拠法令等	足立区小・中学校の適正規模・適正配置計画及び改築に関する報告書			

事務事業の活動量・活動結果を測る指標 ※法定業務や管理業務等は、目標値＝見込み、達成率＝執行率に読み替えてください。

指標名／単位		指標の定義(算出根拠)	実績等	3	4	5	6	7
指標1	改築事業実施中の中学校数 [単位] 校	改築事業で設計、工事に着手中の中学校数	目標値	2	1	1	1	0
			実績値	2	1	1	1	
			達成率	100%	100%	100%	100%	
指標2	中学校の施設更新進捗率 [単位] ポイント	基本構想から完成までの進捗を100ポイントと設定し、当初計画どおり進展しているかどうかの指標とした(5年計画の場合、1年分のポイントは20)	目標値	140	60	80	100	0
			実績値	140	60	80	100	
			達成率	100%	100%	100%	100%	
指標3	[単位]		目標値					
			実績値					
			達成率					

指標分析(指標の達成度の分析:担当者・係長評価)		投入資源(千円)	3	4	5	6	7
【指標1】令和6年度は工事3年目の1校(東綾瀬中学校)で改築工事が実施され、工事が完了した。 【指標2】当初の計画通り東綾瀬中学校の工事が完了し、100ポイントとなった。	総事業費	総事業費	4,008,833	2,638,592	1,042,936	5,351,747	
		事業費	3,952,329	2,595,467	1,004,025	5,301,384	7,000
		人件費	56,504	43,125	38,911	50,363	
		平均給与	8,752	8,297	8,368	8,609	
		人数	6.16	4.8	4.65	5.85	
		計	53,912	39,826	38,911	50,363	
事業分析(事業実績等の分析:担当者・係長評価)	内非	平均給与	3,240	3,299	3,272	3,958	
		人数	0.8	1	0	0	
		計	2,592	3,299	0	0	
	財源内訳	国庫支出金	115,073	307,481	47,656	259,138	0
		都支出金	0	0	0	0	0
		受益者負担金	0	0	0	0	0
		その他特定財源	0	0	0	0	0
		基金	2,782,298	2,249,222	940,898	3,028,988	0
		起債	0	0	0	0	0
		一般財源	1,111,462	81,889	54,382	2,063,621	7,000

視点別事務事業評価(担当者・係長評価)

妥当性	事務事業の実施に対する区民ニーズはあるか？	■ 増大している □ 変わらずにある □ 減少している □ その他
	今後も区が実施する事務事業として妥当か？	■ 妥当である □ 検討を要する
有効性	事業の休止・終了による区民生活の影響は大きい？	■ 大きい □ 中位 □ 小さい
	事務事業の上位施策への貢献度は大きい？	■ 大きい □ 中位 □ 小さい
効率性	他の施策に対する具体的な波及効果はあるか？	□ ある ■ 特にはない □ 内部業務(全体波及)
	関連・類似事務事業との統合は出来ない？	■ 出来ない □ 検討可能
公平性	民間への外部化(民営化・業務委託等)は可能か？	□ 困難である □ 検討可能 ■ 実施済み
	受益者負担の水準は妥当だと考えられるか？	□ 妥当である □ 検討を要する □ 負担導入は困難 ■ 該当しない
協働	区民等と協働して事業を展開しているか？	■ 協働している □ 協働は困難である □ 協創の可能性はある
環境	事務事業の実施に際し環境に配慮しているか？	■ 配慮している □ 一部配慮している □ 該当しない

総合評価(課長評価) ※効率化を前提として、評価実施年度の方針を決定する。

【今後の方針】	☐ 拡充 ☐ 改善・変更 ☐ 現状維持 ☒ 縮小 ☐ 統合による終了 ☐ 休止・終了
令和7年度は中学校改築の設計、工事とも予定されていない。令和6年度に完了した東綾瀬中学校の改築事業を振り返り、課題等を整理して今後活かしていく。	

区立小・中学校の改築事業

視点別事業点検表

点検項目	全体評価	事業の必要性【A】 事業手法の妥当性【B】 事業の周知度【B】 予算計上の妥当性【B+】 ※ 次の項目は評価対象外のため、レーダーチャートから除外している。 「受益者負担の適切度」「補助金等の有効性」
事業の必要性	A	
事業手法の妥当性	B	
受益者負担の適切度	-	
事業の周知度	B	
補助金等の有効性	-	
予算計上の妥当性	B+	
分科会意見	①事業の必要性 区立小・中学校の多くは老朽化が進み、築50年以上の施設が半数を超えている。雨漏りや天井の剥落などの不具合も発生しており、児童・生徒の安全確保と教育環境の維持のため、早急な改築・更新が不可欠である。また、学校施設は区の公共施設延床面積の約6割を占め、地域の重要な防災拠点としても機能していることから、喫緊の対応が求められる。 ②事業手法の妥当性 「足立区学校施設の個別計画」に基づき、築年数や劣化状況を踏まえて改築・大規模改修を計画的に進めている点は妥当である。建材費高騰や人手不足といった制約下で財政負担を平準化しつつ、段階的に改築を進める方針は現実的であり、防災機能の複合化やプロポーザル方式の採用など、柔軟なアプローチも評価できる。ただし、改築コストの増大に対応するため、PFIや包括的民間委託などの民間資金活用や、サウンディング調査を通じた事業者との連携強化による効率化を一層検討すべきである。 ③受益者負担の適切度 評価対象外 ④事業の周知度 改築対象校の関係者には一定の情報提供が行われていると推察されるが、事業全体の概要や進捗について、区民全体への発信は必ずしも十分とはいえない。学校改築は教育環境整備のみならず、防災機能強化や地域利用にも関わる複合的な事業であり、特にPFIなど馴染みの薄い手法を導入する際は、丁寧な説明と透明性のある情報発信が不可欠である。 ⑤補助金等の有効性 評価対象外 ⑥予算計上の妥当性 財政負担の集中を避けるため、段階的な予算計上や特定目的基金の活用、PFI等の民間資金導入が検討されている点は妥当であり、優先度の高い校舎から着手する方針も現実的である。一方で、コスト上昇による事業遅延は回避すべきであり、ほかに手段がなければ区債発行も検討すべきである。 【自由意見】 なし	

IV 表彰事業

IV 表彰事業

第 1 章 表彰制度の概要

1 表彰の目的と視点

表彰制度は、区民評価委員会の発案で始まり、以下の目的、視点により、区民評価委員会から区の事業に対して表彰を実施するものである。

(1) 目的

各プロジェクトの更なる推進と評価事業の円滑化、協創をサポートするための「職員力」を高めること

(2) 視点

評価活動に対する所管課の参加や理解といった観点から、評価活動への貢献度の最も高かった事業を選定

2 評価の基準

理解や参加の内容	具体例
①わかりやすい説明	・ パワーポイントや実物の資料等を用意して、具体的に説明している。 ・ どのようなことを知って欲しいかを明確にして説明している。
②課題の伝え方	・ 現状と課題をそのまま示し、課題に向き合う姿勢がある。 ・ 目標値や実績値を巧妙に調整し、課題を見えないようにしない。
③意気込み、本気度	・ 評価を得て、事業を更に推進しようとする熱意がある。 ・ 目標が達成できていない状況をそのままにしている。
④事業成果の伝え方	・ 数字だけではなく、事業の成果を具体例で説明している。 ・ 評価委員に伝えようとする熱意がみられる。

3 各分科会の選出事業

各分科会から選出した事業とその理由は、下記のとおりである。

	表彰事業	選出理由
ひとと 行財政	No.4「不登校児童・生徒に 対する支援事業」	・ 資料が評価項目に照らし合わせたものとなっており、理解しやすかった。 ・ 各取り組みの課題と対応策が明確に示され、事業を推進しようとする意欲が伝わった。 ・ ヒアリングに参加したすべての方が主体的で、高い熱意が感じられた。 ・ チームの役割分担が明確かつ協働して問題を解決していく姿勢が見られた。
くらしと 行財政	No.20「包括的相談支援事業」	・ 数値的な変化だけでは見えにくい成果を質的な情報も含め、適切に説明されていた。 ・ 支援会議という協議体を活かし、庁内連携を図り、課や組織を越えてチームとして機能していることがプレゼンテーションからも伝わってきた。 ・ 複雑な課題を抱える当事者・家族への支援に対する職員の熱意や思いがプレゼンテーションから伝わってきた。
まちと 行財政	No. 26「揺れに強い建物の 促進」	・ 事業の実施前後を写真で示したり動画資料を用いるなど、視覚的にわかりやすい説明となっていた。 ・ 実際に現場で事業に取り組む職員の苦労や奮闘が伝わる説明であった。 ・ 過去に評価委員が挙げた課題に対して真摯に取り組もうとする姿勢

		が見られた。また、具体性のある取組を実施していた。
一般事務 事業見直し	「感染症予防・患者医療 費公費負担事業」	・ 事業目的・区の現状と課題・解決に向けた取組みとプレゼン資料が整理されており、説明も分かりやすく質疑に対する回答も的確であった。 ・ 委員の提言を受け止め、前向きに検討しようとする姿勢が見られた。 ・ 全員が発言する姿勢などからも、今後の事業展開を一丸となって推進していくという意気込みを感じた。

資 料

1 令和5年度重点プロジェクト事業体系一覧	資料1
2 足立区区民評価委員会 分科会名簿	資料2
3 足立区区民評価委員会条例	資料3
4 足立区区民評価委員会条例施行規則	資料4
5 足立区行政評価マニュアル	資料5
6 用語解説	資料6

令和6年度 重点プロジェクト事業体系一覧 【ひとと行財政】

「★」…子どもの貧困対策重点事業

柱立て	重点目標 (施策群)	重点項目	事業 No.	区民 評価	令和6年度	担当所管 (※R7所管名)
					名称	
自己肯定感を持ち、 生き抜く力を備えた人	①家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む	就学前教育の充実	1		★「幼児教育推進事業・家庭教育推進事務」	子ども家庭部 子ども政策課 子ども施設指導・支援課
		確かな学力の定着	2	○	★「学力向上対策推進事業（個に応じた学習の充実）」	教育指導部 学力定着推進課
		子どもの状況に応じた支援の充実	3		★「発達支援児に対する事業の推進」	教育指導部 こども支援センターげんき 支援管理課
			4	○	★「不登校児童・生徒に対する支援事業」	教育指導部 不登校施策推進担当課 こども支援センターげんき 教育相談課
			5	○	★「若年者全力応援事業」	政策経営部 あだち未来創造室 子どもの貧困対策・若年者支援課
		健やかな身体づくり	6		「小・中学校給食業務運営事業（おいしい給食の推進）」	学校運営部 学務課
		遊びと実体験の場や機会の充実	7		★「子どもへの多様な体験機会の充実」	学校運営部 青少年課 学務課 学校支援課
	②妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える	多様な保育サービスの提供と待機児童の解消	8	○	「就学前教育・保育施設の質の維持・向上」	子ども家庭部 私立保育園課 子ども施設指導・支援課
			9	○	「学童保育室の質の維持・向上」	子ども家庭部 学童保育課
		子育て不安の解消	10		★「あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト（ASMAP）の推進事業（妊産婦支援事業、こんには赤ちゃん訪問事業、3～4か月児健診事業）」	衛生部 保健予防課
			11		「子育てサロン事業」	地域のちから推進部 住区推進課
			12		★「養育困難改善事業（児童虐待対策等）」	子ども家庭部 こども家庭相談室 こども家庭相談課
			13	○	★「ひとり親家庭総合支援事業」	福祉部 親子支援課
区民の活躍とまちの活力を支える行財政の活力	⑭戦略的かつ効果的な行政運営を行う	区民からの信頼を高められる人材の育成	38		「組織能力の向上と組織風土の改善」	政策経営部 区民の声相談課 総務部 人事課 ガバナンス担当部 ガバナンス担当課
			39	○	「人材育成事務（職員研修事業、職員の能力を活かす人事）」	総務部 人事課
		的確な区民ニーズの把握	40		「広聴機会の充実と区政への反映」	政策経営部 政策経営課 区政情報課 区民の声相談課

令和6年度 重点プロジェクト事業体系一覧 【くらしと行財政】

「★」…子どもの貧困対策重点事業

柱立て	重点目標 (施策群)	重点項目	事業 No.	区民 評価	令和6年度	担当所管 (※R7所管名)
					名称	
地域とともに築く、安全なくらし	⑤区民の命や財産を守り、くらしの安全を確保する	ビューティフル・ウィンドウズ運動の強化	14	○	「ビューティフル・ウィンドウズ運動（地域防犯力の向上・防犯まちづくり事業）」	危機管理部 危機管理課
			15		「ビューティフル・ウィンドウズ運動（美化推進事業・生活環境保全対策事業）」	地域のちから推進部 地域調整課 環境部 生活環境保全課 都市建設部 交通対策課
	⑥環境負荷が少ないくらしを実現する	循環型社会への転換の促進	16	○	「エネルギー対策の推進（温室効果ガス排出削減）」	環境部 環境政策課
			17	○	「ごみの減量・資源化の推進」	環境部 ごみ減量推進課 足立清掃事務所
いつまでも健康で住み続けられる安心なくらし	⑦高齢者、障がい者などの生活のサポート体制を充実する	高齢者等の安心を確保	18	○	「健康寿命を延ばす介護予防・生活支援事業」	福祉部 高齢者施策推進室 高齢者地域包括ケア推進課 地域のちから推進部 生涯学習支援室 スポーツ振興課
			19		「孤立ゼロプロジェクト推進事業」	地域のちから推進部 絆づくり担当課
		多様な支援サービスの提供による区民生活の安定・自立の推進	20	○	★「包括的相談支援事業」	福祉部 福祉まるごと相談課
	⑧健康寿命の延伸を実現する	自ずと健康になれるくらしの支援	21		「データヘルス推進事業」	衛生部 データヘルス推進課
			22	○	「健康あだち21推進事業（糖尿病対策）」	衛生部 こころとからだの健康づくり課 データヘルス推進課
			23		「こころといのちの相談支援事業」	衛生部 こころとからだの健康づくり課
区民の活躍とまちの活力を支える	⑬多様な主体による協働・協創を進める	協働・協創による地域づくりの活性化	35	○	「協創推進コーディネートの強化（人づくり・場づくり）」	政策経営部 あだち未来創造室 SDGs・協創推進課
		大学連携の推進	36		★「大学連携コーディネート事業」	政策経営部 シティプロモーション課
	⑭戦略的かつ効果的な行政運営を行う	行政サービスのデジタル化	37		「DX化による区民サービスのさらなる向上」	政策経営部 ICT戦略推進担当課

令和6年度 重点プロジェクト事業体系一覧 【まちと行財政】

「★」…子どもの貧困対策重点事業

柱立て	重点目標 (施策群)	重点項目	事業 No.	区民 評価	令和6年度	担当所管 (※R7所管名)
					名称	
地域の個性を活かした都市基盤が整備されたまち	⑨災害に強いまちをつくる	防災対策の強化	24	○	「地域と一体となった震災・水害対策」	危機管理部 災害対策課
			25	○	「燃えにくいまちづくりの推進」	都市建設部 建築室 建築防災課
			26	○	「揺れに強い建物の促進」	都市建設部 建築室 建築防災課
	⑩便利で快適な道路・交通網をつくる	道路・交通網の充実	27	○	「スムーズに移動できる交通環境の充実（バス・自転車走行環境の整備）」	都市建設部 交通対策担当部 新たな交通担当課
	⑪地域の特性を活かしたまちづくりを進める	緑と水辺と憩いの空間の創出	28		「緑を守り、育む人づくり事業」	都市建設部 道路公園整備室 パークイノベーション推進課
			29		「パークイノベーションの推進」	都市建設部 道路公園整備室 パークイノベーション推進課
			30		「自然環境・生物多様性の理解促進事業」	環境部 環境政策課 都市建設部 道路公園整備室 パークイノベーション推進課
活力とにぎわいのあるまち	⑫地域経済の活性化を進める	区内事業者の競争力向上を支援	31		「創業支援事業（産学金公ネットワークによる起業・創業支援）」	産業経済部 企業経営支援課
			32		「販路拡大支援事業（区内産業・製品のPR）」	産業経済部 産業振興課
		区内企業の人材確保	33		★「就労支援・雇用安定化事業（区内企業の人材確保支援等）」	産業経済部 企業経営支援課
区民の活躍とまちの活力を支える行財政	⑬多様な主体による協働・協創を進める	協働・協創による地域づくりの活性化	34	○	★「町会・自治会の活性化支援」	地域のちから推進部 地域調整課
	⑮区のイメージを高め、選ばれるまちになる	区の魅力発掘・創出とプラスイメージへの転換	41	○	「シティプロモーション事業」	政策経営部 シティプロモーション課
			42		「情報発信強化事業（各種広報媒体の充実・情報発信力の向上等）」	政策経営部 報道広報課
	⑯次世代につなげる健全な財政運営を行う	堅固な歳入基盤の確保	43		「4 公金収納金の収納率向上対策（税・保険料）」	区民部 納税課 特別収納対策課 国民健康保険課 高齢医療・年金課 福祉部 介護保険課

令和 7 年度 足立区区民評価委員会 分科会名簿

令和 7 年 4 月 1 日現在

分 科 会 名	氏 名	備 考
会 長	藤後 悦子	東京未来大学 こども心理学部教授
ひとと行財政分科会	桑原 千明	文教大学 教育学部 准教授
	小泉 友恵	区民委員
	田代 貴巳	区民委員
	眞野 玲子	区民委員
くらしと行財政分科会	清水 潤子	武蔵野大学 人間科学部 講師
	中村 重男	区民委員
	柳原 由美子	区民委員
	渡辺 大介	区民委員
まちと行財政分科会	荻原 雅史	東洋大学 福祉社会デザイン学部 准教授
	小川 大樹	区民委員
	川口 育子	区民委員
	野本 愛	区民委員
一般事務事業見直し 分 科 会	石田 三成	東洋大学 経済学部 准教授
	福井 知史	区民委員
	丸山 順一	区民委員

足立区区民評価委員会条例

(設置)

第1条 足立区自治基本条例（平成16年足立区条例第48号）第15条に規定する行政評価に関し、評価の客観性を高めるとともに、区民との協働・協創及び区政経営の改革を推進するため、区長の附属機関として、足立区区民評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、区長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 行政評価に関する事項
- (2) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、区長が委嘱する委員17人以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって選出する。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(分科会)

第6条 委員会は、審議を効率的に実施するため必要があるときは、分科会を設置することができる。

- 2 分科会の委員は、第3条に規定する委員のうちから会長が指名する。
- 3 分科会に分科会長を置き、分科会委員の互選によって選出する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区区民評価委員会	日額 7,000円
------------	-----------

（委員の任期の特例）

- 3 足立区区民評価委員会条例の一部を改正する条例（平成25年足立区条例第53号）の施行の日において、現に在職する委員のうち、6人以内の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、3年とする。

付 則（平成23年12月22日条例第46号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（足立区補助金等見直し評価委員会条例の廃止）

第2条 足立区補助金等見直し評価委員会条例（平成21年足立区条例第64号）は、廃止する。

（足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

第3条 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

付 則（平成25年12月24日条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成30年3月28日条例第3号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

足立区区民評価委員会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、足立区区民評価委員会条例（平成18年足立区条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、足立区区民評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第3条に規定する委員は、次の各号に掲げる者のうちから、区長が委嘱する。

(1) 学識経験者 5人以内

(2) 18歳以上で、かつ、区内に在住、在勤又は在学する者 12人以内

(会議)

第3条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第4条 委員会及び条例第6条第1項に規定する分科会（以下「委員会等」という。）の会議は、公開とする。ただし、会長又は分科会長が公開することが適当でないと認めた場合は、この限りでない。

(会議録)

第5条 委員会等は、速やかに会議録を作成し、これを保管しなければならない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、政策経営部政策経営課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 足立区区民評価委員会条例付則第3項に規定する委員は、第2条第2号に定める委員とし、希望する者の中から選出する。当該希望する者が6人を超える場合の選出方法は、抽選とする。

付 則（平成23年12月28日規則第66号）

(施行期日)

第1条 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(足立区補助金等見直し評価委員会条例施行規則の廃止)

第2条 足立区補助金等見直し評価委員会条例施行規則（平成21年足立区規則第87号）は、廃止する。

付 則（平成25年3月29日規則第24号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成25年12月27日規則第89号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成29年11月24日規則第73号）

この規則は、公布の日から施行する。

紙面構成の都合により、本ページ余白



足立区行政評価マニュアル

足立区における 行政評価制度とは

政策経営部 政策経営課・財政課

目 次

はじめに	1
1 行政評価の目的	1
2 基本計画の施策体系について	2
3 重点プロジェクトの推進について	3
4 区民評価委員会について	5
5 評価結果の活用について	6
6 運用体制	7

はじめに

足立区では、平成 12 年度の「区政診断制度」の導入以来、事務事業評価を中心に行政評価に取り組んできました。平成 17 年度からは基本計画と行政評価を一体化し、行政評価に基本計画の進行管理という機能を持たせることで、区を行う様々な活動の進捗状況を示す一つの手段として一定の成果をあげてきました。同時に、評価の客観性の向上を目的として、行政評価制度に外部評価（区民評価委員会による評価）を導入し、区民目線による評価を実施してきました。

また、平成 22 年度より外部評価の対象を、それまでの「施策」から「重点プロジェクト事業」に変更しました。厳しい財政状況のもと、優先的に取り組むべき課題を整理した「足立区重点プロジェクト推進戦略」に基づいて編成した「重点プロジェクト事業」の成果を確実に出すために外部評価を実施し、具体的な評価結果に基づいた事業の「磨き込み」を図れる仕組みとしました。

平成 24 年度からは、一件算定的予算査定の要素も取り込み、評価制度のレベルアップを図るため、一般事務事業の一部についても外部評価を導入し、必要な事業であるか、適切な予算計上か、予算計上に無駄はないかなど、事業仕分け的な要素も含んだ、PDCA マネジメントサイクルでは P に主眼を置いた評価を実施しています。

平成 29 年度からの基本構想では、足立区の将来像「協創力でつくる 活力にあふれ 進化し続ける ひと・まち 足立」を定めるとともに、その実現に向けた 4 つの視点（「ひと」「くらし」「まち」「行財政」）から基本的方向性を整理しました。

あわせて、重点プロジェクトの体系構築にあたっては、新基本計画に組み込むこととし、施策体系である 4 つの視点及び 7 つの柱立てに基づき体系的に見直しました。

このように、絶えず制度の効果・効率を高めるために行政評価の改善を図り、より実効性のある評価に基づいた区政運営の改革・改善を推進しています。

このマニュアルは、現在の行政評価制度を運用するにあたり、その基本的な概念や仕組みなどについてとりまとめたものです。

1 行政評価の目的

行政評価の目的は、主に次の四つです。

（１）区民に対する説明責任を果たし、協働・協創の基礎をつくる。

行政活動の目標や採用する手段、その成果等を区民に明らかにすることで、区の説明責任を果たし、区政透明度を高めて、区民との新たな協働・協創関係を創る基礎とします。

（２）より一層、成果重視の区政をめざし、重点プロジェクトを中心とした基本計画の進行管理を行う。

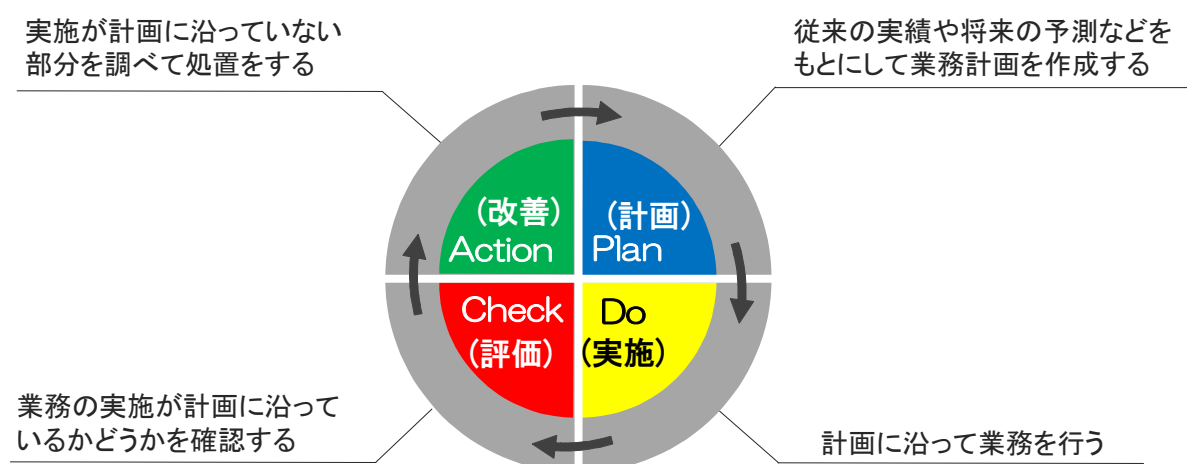
全ての重点プロジェクト事業と施策に成果指標を設定し、その数値の達成度を測定・把握することで、「どれだけ仕事をしたか」ではなく「どれだけ成果があがったか」という視点で区政を運営します。また、重点プロジェクトを中心とした基本計画の進行管理を行い、さらなる成果の向上をめざします。

（３）PDCA のマネジメントサイクルを確立し、戦略的な区政経営を行う。

行政評価は評価すること自体が目的ではありません。その目的は、評価の結果に基づき、重点プロジェクト事業や施策、一般事務事業の選択と集中を行ったり、事業の効率化を進めたり、組織を改正するなど、様々な面で区政運営を改善・改革する取組みにつなげていくものです。

具体的には、各事業担当部が計画（プラン：P）、実施（ドゥ：D）、評価（チェック：C）、改善・改革（アクション：A）という「マネジメントサイクル」を確立し、包括予算制度のもと、評価結果を予算編成に反映することが必要です。また、区全体としても、評価結果を事業の選択と集中や財源配分に反映させた、戦略的な区政経営を行わなければなりません。

【PDCAのマネジメントサイクル】

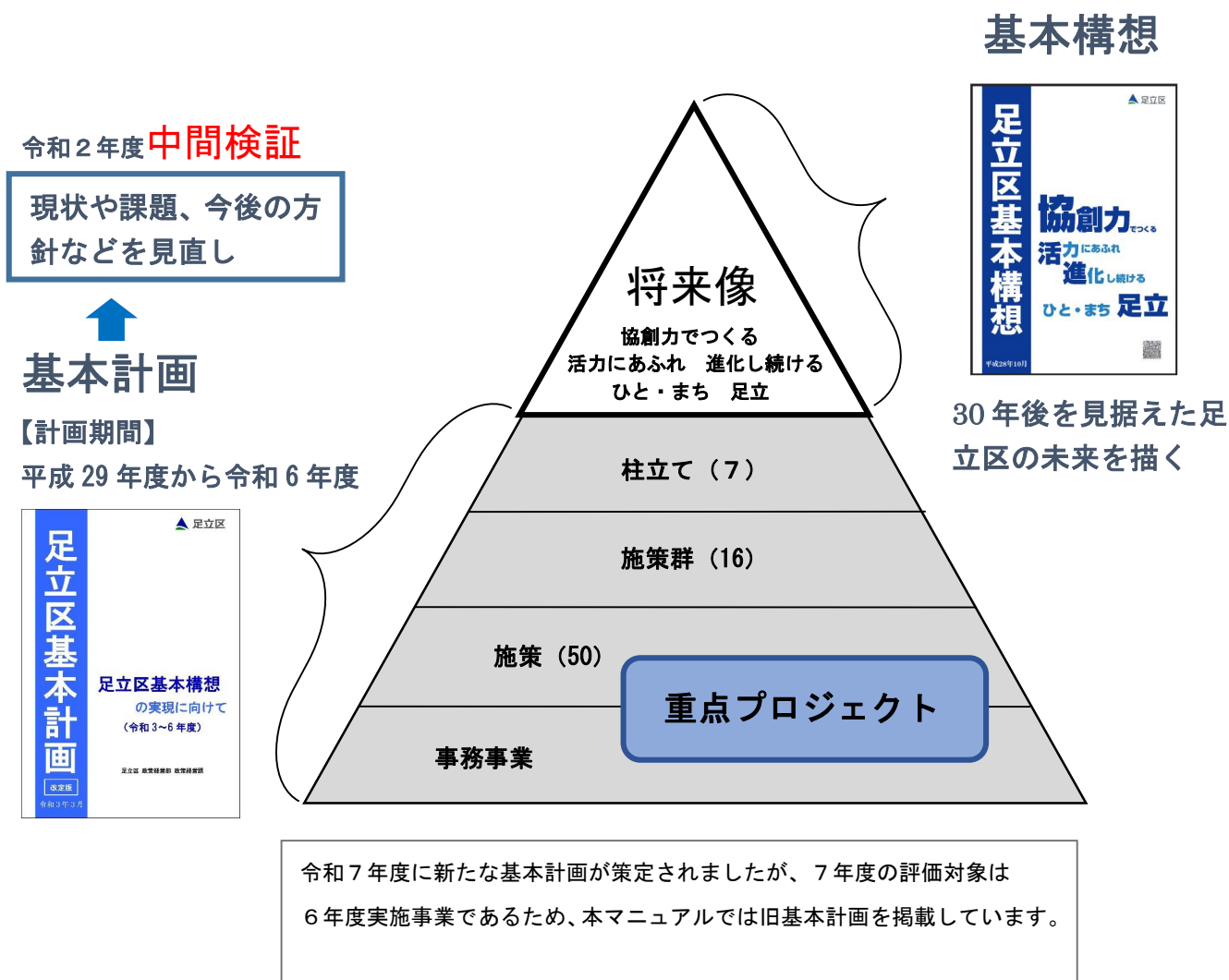


（４）職員の意識改革を進め、政策形成能力を高める。

行政評価の実施を通じて、区民が何を求めているか、現状のままでよいかを常に自らに問いかける職員へと意識の改革を図り、政策形成能力の向上につなげます。

2 基本計画の施策体系について

【基本構想と基本計画の関係】



(1) 視点と柱立て

基本計画は、基本構想で示した将来像「協創力でつくる 活力にあふれ 進化し続ける ひと・まち 足立」の実現に向けて、基本的方向性を4つの視点で整理し、全ての施策を7つの柱立てに基づき設定しています。

視点1【ひと】多様性を認めあい、夢や希望に挑戦する人

- (柱1) 自己肯定感を持ち、生き抜く力を備えた人
- (柱2) 自ら考え行動し、その成果を地域に活かす人

視点2【くらし】人と地域がつながる 安全・安心なくらし

- (柱3) 地域とともに築く、安全なくらし
- (柱4) いつまでも健康で住み続けられる安心なくらし

視点3【まち】真に豊かな生活を実現できる 魅力あるまち

(柱5) 地域の個性を活かした都市基盤が整備されたまち

(柱6) 活力とにぎわいのあるまち

視点4【行財政】様々な主体の活躍とまちの成長を支える行財政

(柱7) 区民の活躍とまちの活力を支える行財政

(2) 施策群と施策

視点と柱立ての下に、施策群と施策を位置づけています。「施策群」は、複数の「施策」を、その性質の類似性によって束ねたものです。29年2月に策定した基本計画（計画期間：平成29年度～令和6年度）における体系では、16の「施策群」と52の「施策」を定めましたが、令和2年度に計画の中間見直しを行い、「施策」を50に見直しました。

(3) 事務事業

区民に最も身近な様々なサービスを提供する等の具体的な事務や事業を「事務事業」としました。「事務事業」は、上位の「施策」を実現するための手段ですので、「施策」と「事務事業」は、目的と手段の関係になります。

施策体系には、区で行う全ての事業を配置し、現時点で約650事業があります。

3 重点プロジェクトの推進について

当区では、基本計画に基づき各施策を展開する一方、「足立区重点プロジェクト推進戦略」を策定し、ボトルネック的課題（治安、学力、健康、貧困の連鎖）をはじめとする区の重要かつ喫緊の課題の解決に、優先的に取り組んできました。その結果、「ビューティフル・ウィンドウズ運動」により区民の体感治安が向上するなど、各分野で着実に成果が表れています。

今後も、ボトルネック的課題を早急に解決し、変化しつつある社会情勢や区民ニーズに迅速かつ的確に応えるため、特に優先度の高い取組みを「重点プロジェクト」として選定し、限られた予算や人材を重点的に配分することで、メリハリのある区政を展開していきます。

【重点プロジェクトの体系一覧】※基本計画改定後（R3～R6）

視点	柱立て	重点目標
ひと	自己肯定感を持ち、生き抜く力を備えた人	家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える
	自ら考え行動し、その成果を地域に活かす人	生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動を実践できる仕組みをつくる 多様な個性やライフスタイルを認めあう風土を醸成する
くらし	地域とともに築く、安全なくらし	区民の命や財産を守り、くらしの安全を確保する 環境負荷が少ないくらしを実現する
	いつまでも健康で住み続けられる安心なくらし	高齢者、障がい者などの生活のサポート体制を充実する 健康寿命の延伸を実現する
まち	地域の個性を活かした都市基盤が整備されたまち	災害に強いまちをつくる 便利で快適な道路・交通網をつくる 地域の特性を活かしたまちづくりを進める
	活力とにぎわいのあるまち	地域経済の活性化を進める
行財政	区民の活躍とまちの活力を支える行財政	多様な主体による協働・協創を進める 戦略的かつ効果的な行政運営を行う 区のイメージを高め、選ばれるまちになる 次世代につなげる健全な財政運営を行う

4 区民評価委員会について

(1) 区民評価委員会の評価について

ア 委員会の役割

区民評価委員会は、区が実施した施策や事業について、区民や学識経験者の観点で評価を実施し、評価の客観性を高めるとともに、区民との協働・協創と区政経営の改革・改善を推進することを目的としています。

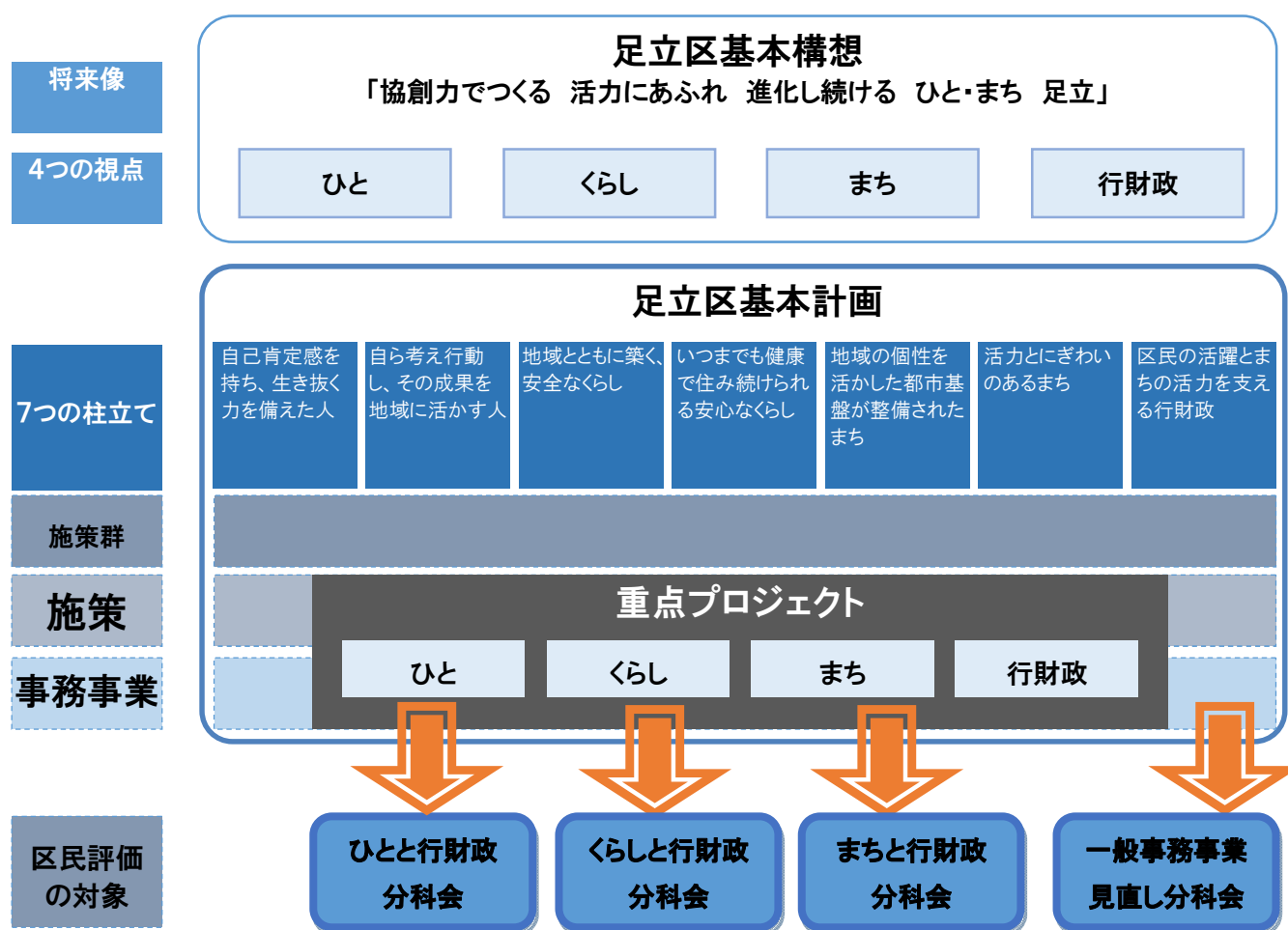
イ 委員会の構成

本委員会は、学識経験者委員 5 名以内、区民からの公募委員 12 名以内の合計 17 名以内で構成されます。

ウ 評価の体制

本委員会は評価活動を効率的に行うため、基本構想に定める 4 つの「視点」を基本とした三つの分科会（「ひとと行財政」「くらしと行財政」「まちと行財政」）と、限られた財源の「選択と集中」を推進するため、一般事務事業の評価を実施する分科会（「一般事務事業見直し」）、の計四つの分科会を設置しています。

【区民評価委員会 分科会と評価対象の関係図】



(2) 区民評価委員会の評価対象について

区民評価委員会は、評価対象を重点プロジェクト事業に絞り込み、各プロジェクト事業の重点目標に対する達成状況の検証、達成に向けた改善方法の検討、新たな課題解決の提案などを行います。

また、限られた財源の「選択と集中」を推進するため、一般事務事業についても、庁内評価を経た一部事業について、区民評価委員会の評価を実施します。

【評価対象別の評価体制】※令和7年度

評価対象	各部評価	庁内評価 (庁内評価委員会)	外部評価 (区民評価委員会)
重点プロジェクト事業	○	○	○ 全43事業から20事業を選定
施策	○		
一般事務事業	○	○ 全事業の1/3を評価対象とし、その中から15事業をヒアリング	○ 庁内評価委員会がヒアリングを実施した事業から7事業を選定

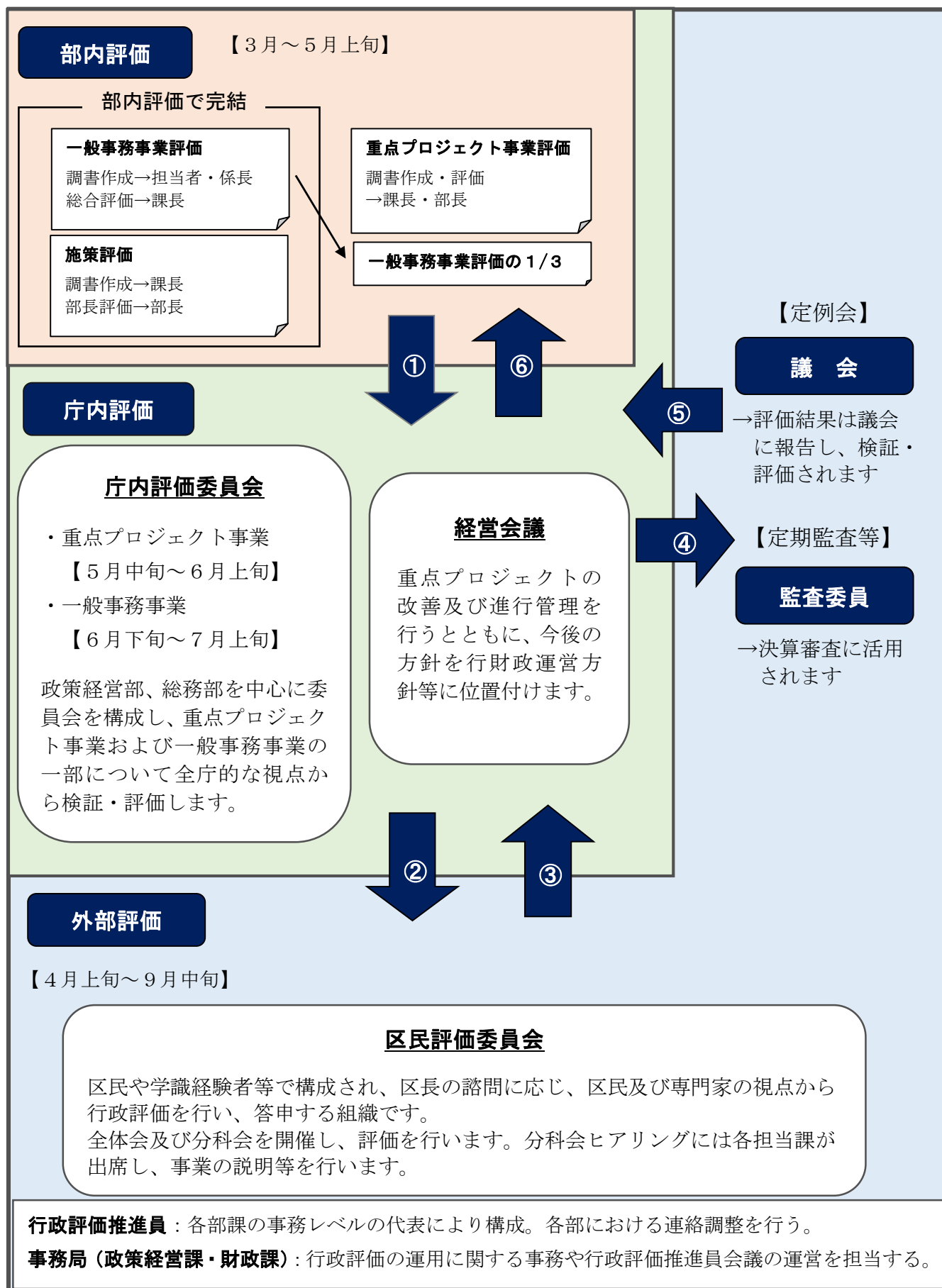
5 評価結果の活用について

重点プロジェクト事業や施策、一般事務事業の評価結果は、基本構想で定める足立区の将来像の実現に向けた改善に役立てるとともに、基本計画の進行管理の手段として活用します。特に重点プロジェクトは、より高い成果を目指し改善を強化します。

なお、重点プロジェクト事業以外の一般事務事業については、全事務事業の3分の1程度を庁内評価の対象とし、3年ローリングで評価を実施します。評価結果に基づいて、事業の必要性や予算計上および執行の適切さ、といった視点での見直しを行うことで、予算編成や事業執行に反映していきます。

6 運用体制

※記載のスケジュールは通年の予定であり、年度により異なる場合があります。

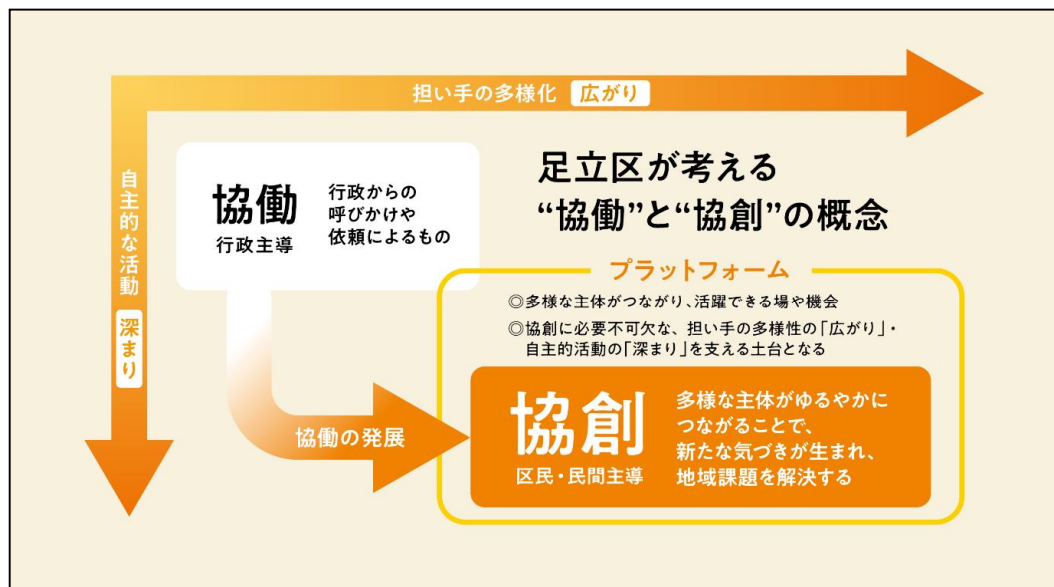


《用語解説》

用 語	解 説
D X (Digital Transformationの略)	ビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、社会のニーズを基に、サービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。
I C T (Information And Communication Technology)	通信技術を活用したコミュニケーション。
M I M (Multilayer Instruction Model)	特殊音節等でのつまずきの予防・早期解消に向けた指導により、文字や語句を正しく読んだり、書いたりすることを目指す指導モデルのこと。
N P O (Nonprofit Organization)	様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。
P D C A マネジメント サイクル	計画（プラン：P）、実施（ドゥ：D）、評価（チェック：C）、改善・改革（アクション：A）という作業を継続的に循環させて業務改善をしていくこと。
S N S（ソーシャル・ ネットワーキング・サ ービス）	インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービスのこと。LINE、Facebook、X（旧称：Twitter）など。
足立区のボトルネック 課題	「治安」「学力」「健康」「貧困の連鎖」という、克服しない限り区内外から正当な評価が得られない根本的課題。
インセンティブ	行動や意欲を引き出すために外部から与えられる動機付けや刺激のこと。
オーナーシップ	個人が所属する組織やチームの課題に対して、当事者意識をもって取り組む姿勢や意識のこと。
協創	区、区民、NPO、企業等、多様な主体が、互いの個性や価値観を認めあい、ゆるやかにつながり支えあうことで、より一層力を発揮する仕組み（参考資料：図1）。
協働	区民と行政、または様々な主体同士が、お互いの特性と役割の違いを理解し、共通の目的のもとに相乗効果を上げながら、公共的課題に取り組むこと。
こどもまんなか社会	子どもの権利や利益を最優先に考え、健やかな成長を社会全体で支えることを目指す社会のこと
コミュニティタイムラ イン	風水害の予報や河川水位情報等をもとに、地域住民の取るべき防災行動や避難のタイミングなど「いつ・誰が・何をするか」を定めた行動計画のこと。
災害ケースマネジメン ト	災害によって被害を受けた被災者一人ひとりに寄り添い、生活全体における状況を把握し、ケースごとの課題に応じた情報提供や人的支援などを組み合わせて支援計画を策定し、被災者の主体的な自立と生活再建のプロセスを支援する取り組みのこと。
自助、共助	「自助」とは、災害が発生したときに、まず自分自身や家族の身の安全を守ること。「共助」とは、地域や身近にいる周囲の人たちが

用 語	解 説
	協力して助け合うこと。
シティプロモーション	まちの魅力を発掘・磨き・創造するとともに、戦略的に発信し、自慢できる、誇れるまちへと進化させること。
町会・自治会	地域住民によって自主的に組織された団体。地域における問題解決に取り組むとともに、住民の生活環境の向上を目指し活動を行っている。
ビューティフル・ウィンドウズ運動	「美しいまち」を印象付けることで犯罪を抑止しようという区独自の運動のこと。青色防犯パトロールや迷惑喫煙防止パトロール、花壇の整備等の取組を行っている。
ロジックモデル	ある施策がその目的を達成するに至るまでの論理的な因果関係を明示したもの。

(図 1) 協働と協創の概念図



紙面構成の都合により、本ページ余白

令和 7 年 9 月発行

発 行：足立区

編 集：足立区 政策経営部 政策経営課

東京都足立区中央本町 1－17－1

電話 3880－5111 内線 1214